

唐後半期における賜姓ソグド人

——涼州武威安氏と賜姓——

福
島
惠

はじめに

一・賜姓とソグド人

(一) 唐代の賜姓

(二) 賜姓ソグド人

二・李抱玉と賜姓

(一) 涼州武威の安氏

(二) 賜姓ソグド人李抱玉

三・李抱真に關する史料——德政碑・列傳・墓誌の比較——

(一) 記載内容の構成

(二) 独自の記事から見た史料の差異

(三) 文面の比較

(四) 李抱真の後繼者問題

四・賜姓ソグド人と唐王朝
おわりに

はじめに

これまでシルクロードの商人として認識されてきたソグド人について、近年の石刻史料を用いた研究によって、武人として活躍する姿が明らかとなり、ソグド人研究は新たな展開を見せている。例えば、山下「二〇〇五・二〇一〇」は北朝～唐初にソグド人がその聚落の郷兵を率いて軍事活動に参加していた様子を明らかにし、また、森部「二〇一〇」は唐後半～五代の藩鎮體制下において突厥の影響を受けて騎射などの遊牧文化を備えたソグド人が活躍する様子を指摘し、これを「ソグド系突厥」と呼ぶ。これらは武人化したソグド人についての同様の指摘であるように見えるが、山下氏の指摘するソグド人は唐の建國以前から交易のために中國内に形成されていた植民聚落を據點とし、森部氏の言う「ソグド系突厥」は東突厥の崩壊後に唐に降った六州胡に代表されるように突厥から唐に到った者を指す。このように、一線を劃するものなのである。

一方、筆者は、中國地域に移住したソグド人が名乗ったいわゆる「ソグド姓」（安・康・米・石・史・何・曹・翟）を持つ北朝～宋の墓誌を網羅的に取り扱うことで、ソグド人の全體像を把握しようとしてきた。現在のところ、ソグド姓を有する墓誌中でソグド人だと認められる者は一八八名である。そのうち生存年代が判明する男性一〇三人の墓誌の記載内容を分析したところ、七世紀中頃に墓誌を残したソグド人に變化があったとみられ、それ以前は北朝～唐初に交易活動のためにソグディアナから植民聚落を據點として中國地域に入った者（≪前期ソグド人≫）であり、それ以後は貞觀四年（六三〇）の東突厥の崩壊などを契機に突厥から唐に入ったいわゆる「ソグド系突厥」や、七世紀半ば～八世紀半ばにソグディアナから直接來唐した質子・使者やその後裔など（≪後期ソグド人≫）であると考えられる。「福島二〇〇五・二〇一七」第二章。この「前期ソグド人」と「後期ソグド人」の一部は、それぞれ上述の山下・森部兩氏が指摘する武人として活躍するソグド人と一致するものである。

唐後半期以降の「ソグド系突厥」を中心とする「後期ソグド人」の活躍からすれば、彼らの墓誌が増加することは理解できるが、一方で「前期ソグド人」の子孫の墓誌が減少するのはなぜか、彼らはどうなったのかという問題が疑問となる。この理由としてはいくつかのパターンを想定できるものの「福島二〇一七・九八頁」、多くは史料的な制約から未だ解明できていない。しかしながら、その中でも筆者がソグド人の墓誌を収集するにあたって前提とした「ソグド姓を有する墓誌」の対象外、つまりソグド姓を有さない事例で、さらに唐の皇帝から國姓の李を賜ったソグド人（以下、賜姓ソグド人）については、賜姓という特殊な事情であるために史料に残りやすいようである。また、この賜姓されたソグド人の存在は、これまで個別に知られてきたものの、その全體像を捉えた考察は未だに見られない。そこで本稿ではこの「賜姓ソグド人」に注目し、彼らの動向を探りたい。このことは、ソグド人が宋代以降、ユーラシアの諸民族に埋もれていく過程を知る上でも重要な問題である。

一．賜姓とソグド人

(一) 唐代の賜姓

「賜姓ソグド人」を取り上げる前に、賜姓がいかなる意味を持つのかを見たい。そもそも賜姓とは、皇室の姓を特に功績のあった者に對して與えるもので、古くは『史記』劉敬傳「二七一七頁」に漢の高祖劉邦から功臣の婁敬への賜姓が見え、その後、歴代の王朝で繼續して行われた。唐代の賜姓の事例を見るために、新舊兩唐書・『資治通鑑』を調べたところ、全部で六三件を確認できた（表一）。この唐代の賜姓は、賜姓の經緯によって大きく次の四つに分類することができる。A. 唐王朝に歸順した時の賜姓（二四件・三八%）、B. 武功を立てた時の賜姓（一四件・二二%）、C. 王朝内での勢力争いによる賜姓（二六件・二五%）、D. その他は、賜姓の經緯が不明であるものや、上記の分類ABCに該當しないもの

【表1】 唐代の賜姓一覽

	賜姓年	賜姓後姓名	本姓名	民族	賜姓の経緯	分類	典據
1	義寧1 (617) 以後	李粲	丙粲		隋朝の部下を引きつれて唐へ歸屬。宗正卿を拜し、應國公に封ぜられ、世祖の名を避けて賜姓。	A	舊98 / 新72 上・126
2	武徳2 (619)	李勣	徐世勣		唐に降る際に、李密の舊領をもって自らの功とせず、李密に義理を立てた。これを知った高祖が黎州總管、上柱國、萊國公を授け、さらに右武侯大將軍を加えられ、曹國公に封じられ、賜姓。	D	舊1・67 / 新93 / 資186
3		李藝	羅藝		幽州總管を自稱していたが、唐に歸屬し、燕郡王に封ぜられ、賜姓。	A	舊1・56 / 新92
4	武徳3 (620)	李季眞(※1)	劉季眞	稽胡	唐に歸屬し、石州總管・彭城王を授けられ賜姓。	A	舊1・56 / 新87 / 資188
5		李伏威	杜伏威		唐に歸屬したのち、東南道行臺尚書令、江淮(以南)安撫大使、上柱國、吳王を授かり、賜姓。	A	舊1・56 / 新92 / 資188
6		李開道	高開道		高開道は燕王を自稱していたが、唐に敗れた後、幽州を圍んでいた竇建徳を追い拂い、北平郡王・上柱國・蔚州總管に任ぜられ、李姓を賜る。	A	舊1・55 / 新86 / 資188
7	武徳4 (621)	李大恩	胡大恩		竇建徳の行臺尚書令であった胡大恩が大安鎮から來降。代州總管を授かり、定襄郡王に封ぜられ、賜姓。	A	舊1 / 資188
8	武徳5 (622)	李子和	郭子和		太宗の劉黑闥平定に従軍し功をあげたことから、右武衛將軍を拜し、賜姓。	B	舊56 / 新92 / 資190
9	貞觀初 (627?)	李突地稽	突地稽	靺鞨	高開道の亂鎮壓に貢献。右衛將軍を拜して、賜姓。	B	舊199下 / 新110
10	貞觀4 (630)	李	宇文		高昌の麴文泰が妻の宇文氏と共に來朝。宇文氏が皇族の籍を求めた所、賜姓し常樂公主に封じた。	D	舊198・新221上
11	貞觀8 (634)	李赤辭	拓拔赤辭	党項羌	唐に歸順するにあたって、西戎州都督を拜し、賜姓。	A	舊198 / 新221上
12	貞觀12 (638)	李思摩	阿史那思摩	突厥	突厥を安撫するために乙彌泥孰俟利苾可汗とし、賜姓。	A	舊194上 / 新215上 / 資195
13	貞觀22 (648)	李窟哥	窟哥	契丹	契丹に松漠都督府を設置。窟哥は使持節十州諸軍事・左領軍將軍・松漠都督を拜し、無極縣男に封じられ、賜姓。	A	舊199下 / 新219
14		李可度者	可度者	奚	奚に饒樂都督府を設置。可度者を右領軍、饒樂都督、樓煩縣公とし賜姓。	A	舊199下 / 新219

15	垂拱 1 (685)	武思文	李〔徐〕思文		李敬業の叔父。李敬業が叛いた際、武后に忠義を盡くし、賜姓。天授 2 年 (691) に告發により徐姓となる。	B	新 93 / 資 203
16		武旦	李旦 (睿宗)		武則天が聖神皇帝となり、睿宗を皇嗣として、賜武姓。	C	新 4 / 資 204
17		武	李 (千金公主)		高祖の女。武則天の革命の際、巧媚でよく進奉し、則天を母として延安大長公主となり、賜武姓。	C	舊 183
18	天授 1 (690)	武遊藝	傅遊藝		武氏の符瑞を稱してまさに革姓受命すべしと上書したことから、革命後、賜武姓。	C	舊 186 上 / 資 204
19		武家臣	來子珣		官人の東帯の亂れについて、則天の意に添う裁きをして、賜武姓。	C	舊 186 上 / 新 209 / 資 204
20		武長倩	岑長倩			C	資 204
21		武虔昂	張虔昂		武后の革命時、重臣に賜武姓。	C	資 204
22		武神勣	丘神勣			C	資 204
23		武光順	李光順			C	資 204
24	天授 2 (691)	武守禮	李守禮		章懷太子の子。	C	資 204
25		武守義	李守義			C	資 204
26		武	長信縣主		不明。	D	資 204
27	久視 1 (700)	武楷固	李楷固	契丹	契丹を討った功により、左玉鈐衛大將軍、燕國公となり賜武姓。	B	舊 89 / 新 115 / 資 207
28		武	契苾明の妻			D	新 110
29	武后期	武	李 (契苾何力妻)		不明。	D	新 110
30	神龍 1 (705)	韋彥範	桓彥範		直言の士を退けるため、桓彥範を扶陽郡王・特進とし、賜韋姓。	C	舊 7・91 / 新 120
31	開元 1 (713)	李崇簡〔曠〕	薛崇簡〔曠〕		太平公主の子。太平公主が玄宗から死を賜るが、崇簡がしばしば母を諫めていたため死を免れ、賜姓。	C	新 83 / 資 210
32	開元 16 (728)	李獻誠	倪屬利稽	黑水靺鞨	開元 13 年 (725) 黑水靺鞨に黒水軍を置き、最大部落を黒水府とし、首領を都督とした。開元 16 年に賜姓。	A	舊 199 下 / 新 219
33	天寶 12 (753) (※ 2)	李獻忠	阿布思	突厥	衆を率いて内附し、朔方軍に隸屬。朔方節度副使、奉信王となり、賜姓名。	A	舊 187 下 / 新 193 / 資 216
34	天寶 14 (755)	李忠信	悉諾邏	吐蕃	蘇毗王の子、悉諾邏を懷義王として賜姓名。	A	新 216 上 / 資 217
35	至德 2 (757)	李抱玉	安重璋→安抱玉		安祿山と同姓を恥じて、自ら陳べる。	D	舊 132 / 新 75 下 / 資 221

36	乾元 1 (758)	李	紇設伊俱鼻施	識匿	王の紇設伊俱鼻施が來朝し、賜姓。	A	新 221 下
37	乾元 2 (759) 以前	李國臣	安國臣		朔方の將となり、勞を積み雲麾大將軍に擢され、賜姓。	B	新 136
38	乾元 2 (759)	李忠臣	董秦		史思明に捕まるも脱出し、唐に再歸屬。開府儀同三司、殿中監同正、隴西郡公となり、姓名を賜る。	A	舊 145 / 資 221
39	寶應 1 (762)	李寶臣	張忠志(張鎮高の假子)	奚	安史軍から投降し、開府儀同三司、檢校禮部尚書、恆州刺史(威德節度使)となり、賜姓名する。	A	舊 11・142 / 新 75 下・211 / 資 222(※3)
40	大曆 5 (770) 頃	李嘉勳	尙可孤→魚智德	鮮卑宇文の別種	魚朝恩の假子であったが、朝恩が死んだ後、賜姓名。	D	舊 144 / 新 110
41	大曆 7 (772)	李元忠	曹令忠		吐蕃から北庭を守り賜姓。新 137 は建中 2 年(781)とする。	B	舊 11・120 / 新 137
42	貞元 3 (787)	李元諒	安元光→駱元光		平涼の盟で功あり。母の喪の後、右金吾衛上將軍で官に復歸し、賜姓名。	B	舊 144 / 新 156
43	貞元 5 (789)	李承緒	茹燕八八	渤海靺鞨	李懷光の功で、懷光の外孫に懷光を繼ぐことを認めて、賜姓名。	D	舊 13・121 / 新 224 上 / 資 233
44	元和 3 (808)	李	索低〔氏〕	奚	奚の首領索低を右武衛將軍同正とし、檀・薊州遊奕兵馬使を授け、賜姓。	A	舊 199 下 / 新 219
45	元和 4 (809) (※4)	李	沒辱孤	奚	奚の首領沒辱孤に平州遊奕兵馬使を授け、賜姓。	A	新 219
46	元和 6 (811)	李光進	阿跌	稽	元和 4 年(809)王承宗の叛を鎮壓するのに功があり、6 年(811)に銀青光祿大夫、檢校工部尚書、單于大都護、振武節度使となり、賜姓。	B	舊 14・161 / 新 75 下・171
47	長慶 2 (822)	李全略	王日簡		逆臣田弘正を殺した功で横海軍節度使となり、賜姓名。	B	舊 16・143
48		李思忠	嚙沒斯	廻鶻		A	舊 18 上・195 / 新 217 下 / 資 246
49	會昌 2 (842) (※5)	李思貞	阿歷支	廻鶻	廻鶻の 3 部が唐に降伏し、溫沒斯には、歸義軍使、懷化郡王をあたえ、その特勤(資治通鑑では弟)たちに賜姓。	A	舊 195 / 新 217 下 / 資 246
50		李思義〔思惠〕 (※6)	習勿啜	廻鶻		A	舊 195 / 新 217 下 / 資 246
51		李思禮〔思恩〕 (※7)	烏羅思	廻鶻		A	舊 195 / 新 217 下 / 資 246
52		李弘順	受耶勿弘順 (※8)	廻鶻	ウイグルの宰相受耶勿を歸義軍副使、檢校右散騎常侍とし、賜姓名。	A	舊 18 上・195 / 新 217 下

53	會昌 2 (842) 以降	李茂勳		廻鶻阿布 思	會昌 2 年 (842) 張仲武が廻鶻を破り、李茂勳は本部の諸侯王と共に降伏。その後武功から賜姓名。	B	舊 180 / 新 212 / 資 252
54	咸通 8 (867)	李		卓籠部	南詔との國境西川で六姓蠻を伐つ時に卓籠部は唐に協力し、この地域の刺史に任ぜられ、賜姓。	A	資 250
55	咸通 11 (870)	李國昌	朱邪赤心	沙陀	龐勳の亂で武功をあげ、大同郡節度使を拜し、鄭王屬籍と里第を得て、賜姓名。	B	舊 19 上 / 新 75 下・218 / 資 251
56	中和 2 (882)	李思恭	拓拔思恭	党項	黃巢の亂で功あり、京城西面都統、檢校司空、同中書門下平章事に加えて太子太傅・夏國公となり、賜姓。	B	新 221 上
57	光啓 2 (886)	李茂貞	宋文通		朱珠の亂で功があり、武定軍節度使となり、賜姓名。	B	資 256
58	文德 1 (888)	李順節	胡弘立→楊 守立		宦官楊復恭の養子。昭宗によって、復恭を退けるために鎮海郡節度使、同平章事を授けられ、賜姓名。	C	舊 184 / 新 208 / 資 258
59	天復 1 (901)	李繼昭	孫德昭		昭宗を監禁した劉季述を捕らえ、檢校太保、同中書門下平章事、靜海節度使となり、賜姓名。	C	新 208 / 資 262
60		李繼諱	周承諱		昭宗を監禁した劉季述を捕らえた功により邕州刺史、邕管節度經略使、(嶺南西道節度使)、平章事となり賜姓名。	C	資 262
61		李彥弼	董從實		昭宗を監禁した劉季述を捕らえた功により、容州刺史、容管節度等使 (遠寧節度使)、平章事となり、賜姓。	C	新 208 / 資 262
62	天復 2 (902) 以前	李儼	張仕吳		張濬の子。朱全忠を討たせる際の記事に賜姓されていたことが記される。	D	資 263
63	不明	李嘉慶	茹常	渤海 靺鞨	功によって賜姓。李懷光の父。資治通鑑は李懷光の功で賜姓とする。	B	舊 121 / 新 224 上 / 資 223

舊=舊唐書、新=新唐書、資=資治通鑑。續く數字は卷數。武・韋時代は李姓が賜與された事例が見られない代わりに武・韋姓が與えられているため、ここでは武・韋姓の賜姓を含めた。また、本表は賜姓された本人のみを列挙した (その親族や子孫は不掲載)。なお、新 206 によると賀蘭敏之は 671 年以前に賜姓であるが、武氏の相續問題に起因する賜姓のためここでは除く。(※ 1) 名を舊 1 は孝眞とするが、舊 56・新 87 では季眞とする。(※ 2) 舊 187 下は天寶 12 歳 (753)、資 216 は天寶 11 歳 (752) 3 月とする。(※ 3) 資 225 によると大曆 13 年 (778) に張への復姓が認められ、翌 14 年再度賜姓された。(※ 4) 新 219 では元和元年 (805) のことに見えるが、ここでは冊府元龜卷 964 に従う。(※ 5) 舊 18 上・資 246 では會昌 2 年 (842)、舊 195 では會昌 3 年 (843) とする。(※ 6・7) 舊 195 では思惠・思恩、資 246 では思義・思禮とする。また舊 195 に烏羅思の名は見えない。(※ 8) 舊 195 は愛邪勿、資 246 は愛邪勿とする。

(九件…一四%)である。各分類をさらに詳しく見れば、最も件数の多い分類Aは、さらに三つのパターンに分けることができる。第一に隋末唐初に自立していた勢力が唐に歸順した場合、第二に周邊地域の非漢族が唐に歸順した場合、第三に唐に反した勢力が歸順した場合があり、これら三つのパターンはいずれもある程度の勢力を率いて唐に歸順したリーダーに賜姓が行われていることが分かる。分類Bは、反亂勃發時や、唐の周邊勢力による動亂鎮壓に活躍した人物に與えられ、分類Cの王朝内での勢力争いによる賜姓は、武韋時代に特に多くみられる。上記のような唐代の賜姓の事例をふまえて、以下では「賜姓ソグド人」を見てみたい。

(二) 賜姓ソグド人

唐における「賜姓ソグド人」を『舊唐書』・『新唐書』・『資治通鑑』とあわせて『中國歷代石刻史料彙編』で調べたところ、李抱玉(もとの姓名は安重璋)⁽³⁾・李國臣(もとの姓は安)⁽⁴⁾・李國珍(もとの姓名は安暉)⁽⁵⁾・李元諒(もとの姓名は駱元光、駱の前の姓は安)⁽⁶⁾・李元忠(もとの姓名は曹令忠)⁽⁷⁾の五人を見いだすことができた(表2)。各々の經歷を簡単にまとめると以下のようになる。

まず、李抱玉は、唐以前から代々涼州武威のソグド人聚落を統率したソグド人の名門安氏の出身である。彼は、天寶末年の河西の戦いで功績から名を賜り、その後、勃發した安史の亂の際に、安祿山と同姓であることを恥じて、至徳二年(七七七)肅宗から李姓を賜った(分類D)。李國臣は、朔方の將として勢を積んだことで賜姓され(分類B)、その後、僕固懷恩の亂、吐蕃との戦いで功績を上げた。李國珍は、賜姓の詳細は不明であるが、肅宗に仕えた後に姓名を賜り(分類D)、その後代宗擁立に貢献して、寶應功臣となった⁽⁸⁾。李元諒は、貞元三年(七八七)唐と吐蕃による平涼の盟で唐の正使である渾瑊を吐蕃の急襲から救った功績から姓名を賜った(分類B)。吐蕃から北庭を守った武將の曹令忠は、吐蕃が河西回廊を占領していたため、ウイグルに道を借りて唐に入朝し、姓名を賜り李元忠となった(分類A)⁽⁹⁾。彼ら「賜姓ソグ

【表2】 関係年表

(A 李抱玉 [704~777]、B 李國臣、C 李國珍 [723~784]、D 李元諒 [727 (732)~793]、E 李元忠、F 李抱眞 [733~794])

皇帝	年	主なことから
	704 長安 4	A 李抱玉、出生。 B (父安令節 (?)) 死亡 (60 才) ※「安令節墓誌」(神龍元年 (705) 作成：氣賀澤No2341) より、安國臣が安令節の子と假定。)
玄宗	721 開元 9	六胡州の亂
	723 開元 11	C 李國珍、出生。天寶年間に忠勇で昇進し、武藝で名を知られる。
	727 開元 15	D 李元諒、出生 (墓誌：67 才死亡説)。幽・易・薊州周邊で職に就き、のち長安に行き、駱奉先の養子となる (年數不詳)。
	732 開元 20	D 李元諒、出生 (舊 144：62 才死亡説)。
	733 開元 21	F 李抱眞、出生。
	742 天寶 1	B 李國臣、折衝するを以て魚海五城を従收。その後、中郎將→朔方の將→雲麾大將軍→賜姓 (年數不詳)。
	755 天寶 14	安史の亂 (11 月~763 年) A 李抱玉、河西の戦いに功あり。玄宗より名を賜る (天寶末年：安史の亂勃發前)。
肅宗	756 至德 1	玄宗蒙塵し、肅宗が靈武で即位。
	757 至德 2	安祿山殺される。九姓商胡安門物が武威で反亂 (正月)。 A 李抱玉、李姓を賜る (5 月)。右羽林軍大將軍、知軍事、陳鄭穎毫節度使。
	758 乾元 1	A 李抱玉、李光弼の偏裨となる (※新 138 では天寶年間)。 C 李國珍、肅宗に仕え、このころ賜姓名。
	759 乾元 2	安慶緒殺される。 A 李抱玉、鴻臚卿員外置同正員、持節鄭州諸軍事、鄭州刺史、攝御史中丞 (9 月)：鄭陳穎毫四州節度 (9 or 4 月~761 年)：李光弼の命で河陽南城を守る。 B 李國臣、李光弼に従い、河陽の戦いに参加。臨川郡王 (765 年の可能性もあり)。
	760 上元 1	E 李元忠、郭昕・沙陀・迴鶻と協力して吐蕃から北庭を守る。
	761 上元 2	史思明殺される。 A 李抱玉、河陽を守るも、安史軍に敗れる (2 月)。 D 李元諒、太子詹事より鎮國軍副使となる。
代宗	762 寶應 1	A 李抱玉、澤潞節度使：澤州に入寇した史朝義を退ける (4 月)：ウイグル・僕固懷恩らと史朝義を討つ (10 月)：薛嵩が李抱玉に降る (11 月)。 C 李國珍、代宗擁立で射生軍として貢献し寶應功臣。 F 李抱眞、汾州別駕。
	763 廣德 1	史朝義が死亡し安史の亂が終わる (1 月)。吐蕃が長安に侵入 (10 月)。 A 李抱玉、檢校司空・武威郡王 (6 月)：兵部尚書：吐蕃から長安を守る。

代宗	764	廣徳 2	<p>僕固懷恩の亂 (9月～765年)。吐蕃、涼州を占領。</p> <p>A 李抱玉、司徒、鳳翔秦隴臨洮已東觀察使、南道通和吐蕃使 (9月)：南山の群盜を討つ (11月)。</p> <p>B 李國臣、同州に侵入した党項を澄城で撃つ：吐蕃と戦う郭晞の後繼を擔う。</p> <p>F 李抱眞、對僕固懷恩として朔方兵の利用を上奏 (1月)：殿中少監 (2月)：陳鄭澤潞節度留後。</p>
	765	永泰 1	<p>A 李抱玉、鳳翔隴右節度使 (1月～777年)：司徒を譲り、左僕射、同平章事 (3月)：鳳翔に屯す (9月)：僕固軍の羌・渾が李抱玉に降伏。</p> <p>B 李國臣、郭子儀の下で涇陽を守る：臨川郡王 (閏10月：759年の可能性もあり)。</p> <p>F 李抱眞、陳鄭澤潞節度留後、澤州刺史に澤潞節度副使を兼ねる (1月)。</p>
	766	大曆 1	A 李抱玉、釋奠の儀式に参加 (2月・8月)。
	767	大曆 2	<p>A 李抱玉、來朝 (8月・12月)：僕射を辭す。鳳翔節度使も辭するが、許されず (8月)。</p> <p>F 李抱眞、懷州刺史に轉じ、懷州澤潞觀察使留後に復歸。御史中丞・左散騎常侍。</p>
代宗	768	大曆 3	A 李抱玉、李晟を吐蕃討伐に送る (9月)。
	770	大曆 5	A 李抱玉、判梁州事、山南西道節度使 (1月～771年)：河西、隴右、山南西道副元帥 (1月)：盩厔に移鎮 (2月)
	771	大曆 6	A 李抱玉、山南西道副元帥をやめる (2月)。
	772	大曆 7	E 李元忠、北庭都護の曹令忠、姓名を賜う (8月)。
	773	大曆 8	B 李國臣、吐蕃との戦いに貢献し、鹽州刺史 (※新 155 は大曆 7 年とする)。
	774	大曆 9	A 李抱玉、入朝 (2月)：吐蕃を高郡 (高壁) にて食い止める (4月)：決勝軍、楊猷の兵を統率する。
	775	大曆 10	<p>A 李抱玉、吐蕃が隴州に入寇するも、撃退する (9月)。</p> <p>F 李抱眞、磁州を攻めた田承嗣の將盧子期を討つ。</p>
	776	大曆 11	F 李抱眞、昭義節度使の李承昭が病となり、澤潞行軍司馬の李抱眞が磁・邢州兵馬留後を權知する (12月)。
德宗	777	大曆 12	<p>A 李抱玉、死亡 (74才)、贈太保 (3月) 諡は昭武。</p> <p>F 李抱眞、李抱玉が死亡し、後を繼いで澤潞留後となる (3月)。</p>
	780	建中 1	F 李抱眞、檢校工部尚書・潞州長史、澤潞磁邢觀察使：昭義軍節度支度營田使 (2月)。
781	建中 2	<p>成德節度使の李寶臣が死亡し、河朔三鎮の反亂が起こる。</p> <p>E 李元忠、郭昕と共に送った使節が朝廷につく (7月※舊 40 は建中 1 とする)。北庭大都護、四鎮節度留後 (新 137)、寧塞郡王 (資 227)、となり姓名を賜る。</p> <p>F 李抱眞、臨洺縣で田悅軍を破る (7月)：檢校兵部尚書となる (12月)。</p>	

德 宗	782	建中 3	F 李抱眞、洹水で田悅軍を破り、魏州に進攻（閏正月）：檢校右僕射（5月）：魏州周邊で攻防戦（6～7月）：兵を分けて趙州の康日知を救援。
	783	建中 4	涇原兵、朱泚を立てて長安を占據（10月）。 D 李元諒、朱泚への偽符を李翼から没収した功により、華州刺史となる（11月～793年）。 F 李抱眞、魏縣に屯す：王武俊の説得のために賈林を遣わす（6月）：臨洺まで退き屯す（9月）。
	784	興元 1	李懷光、叛す（2月）。 C 李國珍、死亡（62才）。 D 李元諒、朱泚の亂で長安を奪還（5月）：檢校尚書右僕射（6月）：李懷光の亂鎮壓に参加（7月）。 E 李元忠、右僕射を加えられる（5月）。 F 李抱眞、入朝し上奏。檢校左僕射、平章事（正月）：王武俊と義兄弟となる（4月）：朱滔を涇城の東南にて破る（5月）：檢校司空。
	785	貞元 1	李懷光自殺、一聯の反亂が終わる（8月）。 D 李元諒、徐庭光を討伐（8月）：冬至の上帝祭祀に参加（11月）。 F 李抱眞、京師へ参内（2月）：冬至の上帝祭祀に参加（11月）。
	786	貞元 2	吐蕃、敦煌を占領。 D 李元諒、對吐蕃で咸陽にて鎮す（7 or 8月）：鹽・夏・靈方面へ侵入した吐蕃と戦う。 E 李元忠、死亡（5月）。贈司空。
	787	貞元 3	D 李元諒、鹽・夏州で吐蕃に勝利（2月）：平涼の盟に伴う戦鬪で活躍し、姓名を賜る（7月）：華州に歸る（11月）。 F 李抱眞、對吐蕃の出兵を要請されるも、固辭（閏5月）。
	788	貞元 4	D 李元諒、華州潼關（鎮國）節度使に隴右節度（支度營田觀察）使、臨洮軍使を兼ね、良原城を築く。 F 李抱眞、女學士尙宮宋氏を德宗に推薦。
	793	貞元 9	D 李元諒、良原にて死亡（67才）（11月）。 F 李抱眞、德政碑が作られる。
	794	貞元 10	F 李抱眞、降官を申し出て、檢校左僕射（正月）：62歳にて死亡（6月）：埋葬（10月）。

本表は、舊唐書（=舊）・新唐書（=新）・資治通鑑・各人の墓誌などを利用して作成した。煩雑さを回避するため、典據は特に問題となる箇所のみ掲載した。

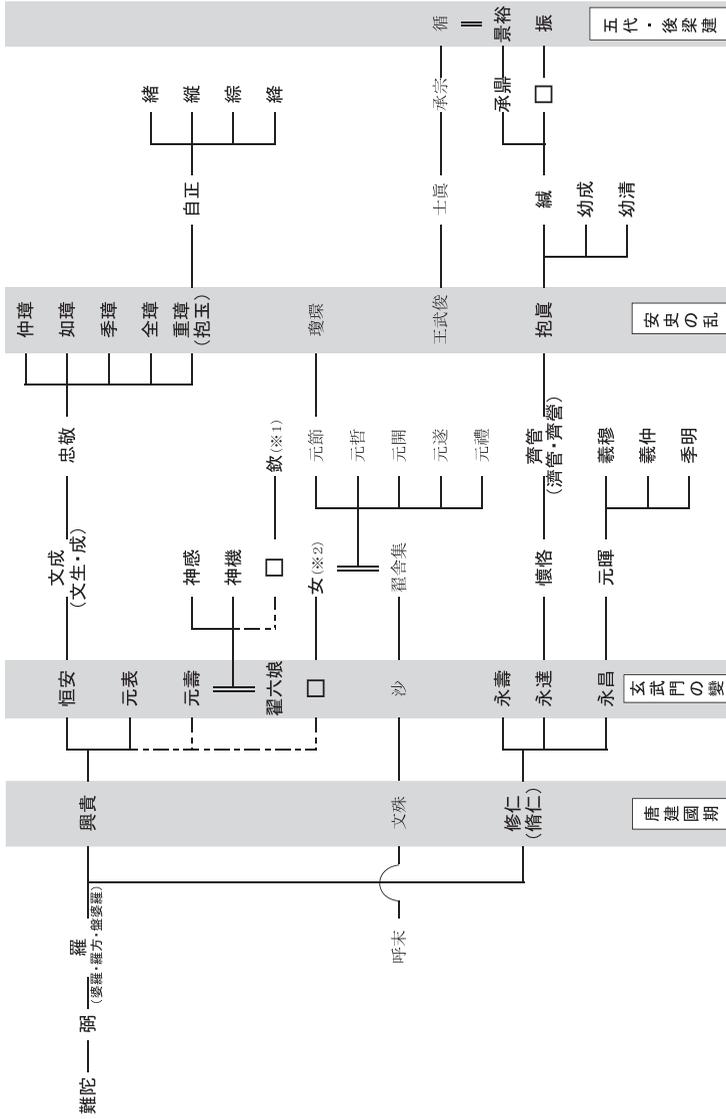
「ド人」が生きた時期はいずれも八世紀であり、賜姓の時期は安史の亂以降であった。唐王朝による賜姓（表1）もソグド人の存在「福島二〇一七・三六頁」も唐代を通じて見られるが、ソグド人への賜姓はこの時期に限定されていることになり、唐におけるソグド人についての注目すべき現象であると言えよう。また、このソグド人への賜姓は、その時期から見て、本稿冒頭で想定したように「前期ソグド人」の子孫の墓誌が減少する理由の一つであると言える。¹⁰⁾

これら五人の「賜姓ソグド人」のうち、以下では李抱玉とその従父弟で後継者の李抱眞に注目したい。それは、後述するように李抱玉・抱眞が代々ソグド人聚落を統括した武威安氏の出身であつて、中國に移住したソグド商人（前期ソグド人）を代表する存在だと考えられるためである。そして、李抱眞は、徳政碑・墓誌・列傳の三史料が揃う人物であつて、このことはソグド人全體から見ても数名に限られる非常に恵まれた事例だからでもある。¹¹⁾以下では、李抱玉・抱眞の動向だけでなく、各史料の性質をふまえてどのような情報を得られるのかについても見たい。

二．李抱玉と賜姓

（一）涼州武威の安氏

先述したように、李抱玉とその従父弟の抱眞は、ソグド人の名門「武威の安氏」の出身である（圖1）。まず、この一族について見れば、彼らの一族は遅くとも北周には河西回廊の中心都市であった涼州武威に定住し、ソグド人が交易のために形成したソグド人聚落を統括する「薩寶」の役割を果たしていた「築新江二〇〇一・七二頁・吳玉貴一九九七・三〇〇頁」。この安氏を名族としたのは、安興貴・安修仁の兄弟である。隋末の混亂期、兄の興貴が唐の初代皇帝となる李淵に仕える一方で、弟の修仁は涼州を據點とした群雄李軌の重臣であった。唐の勢力が安定し始めると、彼らは李軌を倒し、涼州勢力を引き連れて唐王朝に歸屬し、唐の功臣となった。このことは、彼らが交易だけでなく、武人として活動し



【圖1】武威安氏一族家系圖

本家系圖は、「李抱真墓誌」の他に以下をもとに作成した。『新唐書』卷75下、宰相世系表 [pp. 3445-3448]、『元和姓纂』卷4 [第1册、pp. 500-502]、『舊五代史』卷18、李振傳 [p. 251]、『安元壽墓誌』[氣賀澤 No. 2480]、『安元壽妻翟氏墓誌』[氣賀澤 No. 4908]、『安忠敬碑』[『文苑英華』卷917、pp. 4828-4829]、『翟告集墓誌』[氣賀澤 No. 4879]、『李景裕妻王循墓誌』[氣賀澤 No. 9715]。(※1・2) 祖父は明らかであるが、父の名が不明であるため、ここでは父を□で示した。

ていたことを示している「山下二〇〇五・蘇航二〇〇五」。安興貴の息子安元壽は、太宗李世民の昭陵に陪葬される名譽を得た人物で、唐に仕える一方で馬を育成し、その馬を商品としても交易の手段としても利用した交易活動を續けていたとみられる「山下二〇〇八・森安二〇〇七・一三五―一三六頁・福島二〇一―一五六―一五七頁」。この安元壽から三世代後が、一族の轉換點となる賜姓ソグド人の李抱玉とその従父弟の抱眞である。

(二) 賜姓ソグド人李抱玉

至徳二載(七五七)五月に行われた李抱玉の賜姓については、『舊唐書』卷一三三、李抱玉傳(三六四六頁)に代宗即位(七六二年)の後の上言として次のようにある。

抱玉上言するに「臣の貫涼州に屬し、本の姓は安氏、祿山の構禍するを以て、與に姓を同じくするを恥じ、去る至徳二載五月、恩を蒙り姓の李氏を賜わるに、今、請うらくは貫を割きて京兆府長安縣に屬さん」と。之を許し、是に因りて宗を擧げて並びに國姓を賜わる。

李抱玉は反亂を起こした安祿山と同姓であることを恥じて、自ら賜姓を望んだという。先述したように賜姓の分類A B Cのどのタイプでもないので、分類Dになる。しかしながら、本來賜姓は功績のある者に行われるので、たとえ李抱玉のように自ら望んだとはいえ、唐王朝に對する貢獻がない賜姓は考えにくい。そこで唐王朝が賜姓した背景を探るために當時の情勢を簡單に見てみたい。「森安二〇〇二」。天寶一四載(七五五)十一月、安祿山が范陽で唐王朝に反旗を翻し安史の亂が勃發。安史軍は一二月には洛陽を、天寶一五載(七五六)六月には潼關を破り、長安に迫った。そこで玄宗は蜀(四川)へ、皇太子李亨は靈武(寧夏銀川)へと逃れた。七月、李亨が靈武で即位(『肅宗』)した後、唐軍はウイグルをはじめ、河西・安西・西域の兵を集めて立て直しをはかった。一方、安史軍では至徳二載(七五七)元旦に安祿山が洛陽で息子の安慶緒に殺され、史思明が分離獨立する。二月、肅宗は長安奪還を目指して、鳳翔(陝西鳳翔)に進出した。この

ような安史の亂の最中の至徳二載五月に李抱玉は李姓を下賜されたのである。ここで注目すべきは、この賜姓の直前の至徳二載の正月に李抱玉の本據地武威で勃發した大規模反亂である。『舊唐書』卷一〇、肅宗本紀、至徳二載「二四五頁」・『資治通鑑』卷二一九、唐肅宗至徳二載「七〇一五頁」そして『文苑英華』卷七七四「四〇七六―四〇七七頁」の「大唐河西平胡聖徳頌并序」¹²⁾に記された反亂の経緯をまとめれば次の通りとなる。

至徳二載正月丙寅（二七日）、九姓商胡（ソグド商人）の安門物と河西兵馬使の蓋庭倫らが節度使の周泌を殺し、六萬人を集め、武威の西城の中の七つの小城のうち五城を占據した。反亂鎮壓の命を受けた崔稱と劉日新は、残り二城の兵を中心に（武威城の？）東郊に兵を集結させて一氣に鎮壓した。¹³⁾なお、反亂鎮壓に際して唐朝は莫大な資産を接收したという。¹⁴⁾

この反亂について森安「二〇〇七・三三二頁」は「亂の首謀者の一人である安門物が明らかにソグド商人であり、反亂軍の中心が胡であることから判断して、これが安史の亂に無關係だったとは考えられない。安門物が率いたのも……「涼州のソグド人軍團」以外には考えられず、おそらくこれが安史の亂に合流しようとしたのであろう」と指摘する。この安門物の亂の直後に、代々武威のソグド人を統率していた李抱玉が賜姓されているのであって、賜姓にこの反亂が影響したと見るのが自然であらう。また、上述した賜姓ソグド人の李國臣・李國珍は、本貫が李抱玉の本據地である河西・武威であり、その賜姓の時期が李抱玉とほぼ同時期であることから、彼ら三人の賜姓が無關係だとは考え難い。特に李國臣は、涼州武威の南、青海の北に位置し吐蕃との抗争地であった魚海の五城を収めるのに功績があり、その後¹⁵⁾に靈州に置かれた朔方節度使下の武將となっているが、彼の活動地域は武威を中心としたものである。また、李抱玉と李國臣とは、賜姓直後に李光弼の下で安史軍と戦っている點も共通している。先述したように、隋末唐初以降、武威の安氏はソグド人聚落を率いて軍事活動を行っていた。唐代の賜姓の事例を参考にすれば、抱玉の賜姓は、彼が自ら望んだことが大きな原因の一つであるが、それだけではなく、おそらくその實像は李國臣・李國珍のように武威の胡人勢を率いて唐へ歸順したことに對する賜姓（分類A）だったと考えられよう。安史の亂で洛陽・長安を失い、太原で激しい攻防戦が行われる中、唐王朝

が長安を奪還し王朝を立て直すためには、靈州および河西が戦略上の要地であったはずである。¹⁶ 李抱玉率いる武威のソグド人勢力を味方とすることは、唐王朝にとって賜姓するに値する重要な出来事であったのである。

一方、先述の『舊唐書』に見える李抱玉の賜姓の記事には、本貫の移動についても記されている。李抱玉は賜姓だけではなく、代宗の即位後に本貫の長安への移動も願ひ求め、その結果一族で李姓を賜ったとされる。おそらく賜姓だけではなく、本貫の移動もこの時に一族揃って叶えられたとみられる。彼ら安氏一族が涼州武威を離れることは、彼らにとって武威という西域と中華を繋ぐ地理的に有利な環境で代々行ってきた交易活動を放棄することを、そして當地のソグド人聚落にとつては重要な支柱を失うことを意味している。彼らがこのような重大な變化を自ら選擇した背景には當時の國際情勢があつたとみられる。それはまず吐蕃の河西進出である。安氏が本貫を移動した二年後の廣徳二年（七六四）には涼州が、貞元二年（七八六）には敦煌が吐蕃の手に落ち「『元和郡縣圖志』卷四〇、一〇一八頁・森安一九七九・二七四頁書後3」、唐が河西全體を失ったことにより、唐と西域諸國との交通が遮断されたという『資治通鑑』卷二二二、唐德宗貞元三年、七四九二〜七四九三頁」。さらに、この八世紀中葉はソグド人の故郷ソグデアナがアッバース朝の支配下に入り本國の支配體制も變化した時期である。このように變動する國際情勢の中で、武威の安氏はソグド人ネットワークによって収集した情報を分析し自らの位置づけを考慮した上で、西域と中華とを繋ぐ従前どおりの交易活動ができないと判断して、本貫の移動を申し出たと考えられよう。¹⁷

以上から、ソグド人聚落を統括する存在であった武威の安氏の賜姓とその背景にあった安史の亂・安門物の反亂・安氏の本貫の移動・吐蕃の河西占領の一聯の出来事は、武威安氏が中心となってソグド人聚落を據點として行ってきた交易活動の終焉を意味する出来事であったと言えよう。

三、李抱眞に關する史料——德政碑・列傳・墓誌の比較——

安史の亂以後、武將として唐に貢獻した李抱玉が大曆二二年（七七七）に死亡すると、それまで抱玉の副官として補佐していた李抱眞が後を繼いで昭義軍節度使となった。以下では、この李抱眞に關する三史料を提示・比較することで、本據地の涼州武威を離れた後の彼らの活動の様相に迫りたい。李抱眞に關する三史料は以下の通りである。

【史料1】 德政碑¹⁸

作成年…記載なし（貞元五〜八年（七八九〜七九二）に建立を上奏¹⁹）。

撰者…董晉²⁰ 書者…班宏²¹ 篆額者…韓秀弼²²

サイズ…縦一丈四尺（四・三六m）、横七尺四寸（二・三三m）²³ 『金石萃編』

文字數…二八行、最大五四字。行書。

發見の経緯…至正五年（一三四五）冬、潞州知州の張野仙によつて岱嶽廟の瓦礫中から發見

所藏…山西省長治市（解放西街）の長治一中²⁴

【史料2】 墓誌²⁴

埋葬年月日…貞元一〇年（七九四）一〇月九日

撰者…穆員²⁵

サイズ…文字數…不明（未發掘のため）。

【史料3】 列傳

唐代の正史は『舊唐書』（後晉開運二年（九四五）成立、劉昫等撰）と『新唐書』（北宋嘉祐五年（一〇六〇）成立、歐陽脩等撰）の二種類があり、兩方に李抱眞の列傳が掲載されている。『舊唐書』卷一三二、李抱眞傳、三六四七〜三六五〇頁・

『新唐書』卷一三八、李抱眞傳、四六二〇～四六二三頁。本稿では、德政碑・墓誌の作成年代により近い時期に作られた『舊唐書』の李抱眞傳を比較の対象とする。⁽²⁶⁾ また、便宜的に中華書局の標點本に附けられた段落を利用する。

(一) 記載内容の構成

これら三史料の記載の差異を見るために、各史料の構成を示せば【表3】のようになる。德政碑の抱眞の功績・墓誌の墓主の生涯・列傳の抱眞の生涯の部分の構成に注目すれば、墓誌と列傳の構成は、僕固懷恩の亂・田悅との戦い・朱泚の亂と王武俊の説得とその内容構成は一致していることが分かる。一方、德政碑は、昭義軍下での李抱眞の善政の記事が分量的に最も多く、河朔三鎮の亂については觸れていない。李抱眞が就任した官職も當地に關聯するものが中心で、反亂鎮壓の功績で得た中央官は省かれている。これはこの碑が當地の繁榮を築いた李抱眞の德政を顯彰する目的で建てられたためだと考えられる。ただし、この德政碑は、後述するように唐王朝の認可を受けて作成されたものであり、さらに撰者・書者・篆額者はいずれも敕によって任命された公的なものである。

(二) 独自の記事から見た史料の差異

以下では、内容構成が一致している墓誌と列傳において、共通性を持たない独自の記事を見ることで各史料の差異を明らかにしたい。

・墓誌のみに見える記事

墓誌だけに見える記事として最も特徴的で重要なのは、43～47行目の夫人・子についてである。ここでは、特に夫人の記載を見たい。李抱眞は二人の鄭姓の女性と結婚した。二人はともに『新唐書』卷一五上、宰相世系表の北祖鄭氏「三二五八～三三三三頁」に屬するが、共通の祖先は北魏にまで遡るので、李抱眞の時代に同族としての繋がりがあつたのかは

【表3】 李抱真三史料の構成

徳政碑 (全 28 行) 【史料 1】		墓誌 (全 52 行) 【史料 2】		列傳 (全 6 段落) 【史料 3】		
1-5 行目	表題と撰者・筆者	1 行目	誌題	第 I 段落	僕固懷恩の亂	
6-8 行目	先祖や家柄	2-6 行目	先祖や家柄	第 II 段落	昭義軍の充實	
8-9 行目	年少期と優れた才能	6-43 行目	墓主の生涯 序	第 III 段落	河朔三鎮の亂① 田悅との戦い	
9-23 行目	抱眞の功績 僕固懷恩の亂と着任			河朔三鎮の亂② 朱泚の亂と王武俊説得	第 IV 段落	河朔三鎮の亂② 朱泚の亂と王武俊説得
	昭義軍(澤・潞・懷州)の充實			昭義軍の充實と徳政碑の建立	第 V 段落	不老不死への憧れと死亡
23-24 行目	碑建立の経緯・撰者			墓主の死亡	第 VI 段落	後継者問題
25-27 行目	銘文			夫人・子供		
28 行目	建立責任者	銘文				

【表4】 『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』 [第 28 冊 pp. 34-195] 中の貞元年間の碑 (徳政碑・神道碑など) 一覽

年	題名	高 (cm)	幅 (cm)	官職	最高官品	頁
貞元 5	789 李元諒頌	283	153	潼關鎮國軍隴右節度使、 檢校尚書右僕射、御史大夫、 華州刺史、武康郡王	從 1 品	p. 64
貞元 8	792 張惟嶽神道碑	198	102	開府儀同三司、左羽林軍大將軍知軍事、文安郡王、 贈工部尚書	從 1 品	p. 89
貞元 14	798 鄭楚相徳政碑	195 (※ 1)	87	同州澄城縣令 (※ 2)	正 7 品上	p. 138
貞元 15	799 徐浩墓碑	246	114	銀青光祿大夫、保彭王傅、 上柱國、會稽郡開國公、 贈太子少師	正 2 品	p. 148
貞元 20	804 李廣業神道碑	154	112	劍州長史、贈太僕少卿、 汝州刺史	從 3 品	p. 189

- ・唐代以前の人物及び僧侶の顯彰碑、殘碑は除く。
- ・官職の文字が拓本で不明瞭な場合は『金石萃編』で補った。
- (※ 1) 額首も含む。(※ 2) 戸數不明のため中縣とした。

疑問である。前妻は洛陽令の鄭汲の娘で、不幸にも早くに亡くなったと言い、その後妻として迎えたのは、潞州の壺關令の鄭鞏(7)の娘である。潞州壺關は李抱眞の管内なので、李抱眞は配下の有力者の娘を後妻に迎えたと理解できるが、ここで注目すべきは、前妻の血統である。父の洛陽令の鄭汲は、近年その墓誌の存在が報告された「鄭巖墓誌」（貞元一四年（七九八）作成）に見える次男の汲であるとみられ、その鄭巖は趙振華「二〇一一」によってソグド人であることが次のように明らかとなった。「鄭巖墓誌」に鄭巖の六代祖は「盤陀」とあり、これはソグド語で下僕を意味する *patda* の音寫であって、ソグド人名によく見られる。また、『新唐書』卷一五上、宰相世系表「三三〇六頁」に見える鄭巖の祖父の行諱は「薩寶果毅」だったとあるが、この薩寶はキャラヴァン隊のリーダーを示すソグド語の *sarṭaw* に由来し「吉田一九八九・一六八〜一七一頁」、その任にあった者はソグド人であると見られている「榮新江二〇〇三 a・二〇〇三 b・二〇一一・一三六〜一三七頁」。以上の二点より、鄭巖の一族は、ソグド姓から鄭姓に改姓したソグド人だと考えられているのである。その改姓の時期は、行諱が唐初に薩寶果毅に任じられた後だとみられる「趙振華二〇一一・一八九頁・榮新江二〇一一・一三七頁」。そうであれば、鄭氏一族は唐初には中國に深く馴染んでいたことになるので、それ以前の北朝・隋には中國地域に移住していたと考えられよう。ソグド姓は、ソグド人であることを示す重要な手がかりであるが、李抱眞と鄭汲の娘が婚姻關係にあったということは、ソグド人はたとえソグド姓を喪失しても、ソグド人同士の關係性を維持していたことになる。墓誌だけがこのような婚姻關係を記すのは、墓誌が墓主と共に埋葬されることから推測されるように、より私的な性格を有しているからだと言えよう。⁽²⁸⁾

・列傳のみに見える記載

列傳「第Ⅴ段落」にのみ、李抱眞の晩年の神仙思想への傾倒の様子が記されている。不老不死を願った抱眞は、方士孫季長の薦めに従って、かの秦の始皇帝・漢の武帝も得られなかった祕藥二萬丸を飲んで死亡寸前となった。この時は、道士牛洞玄の處置で命を取り留めたが、孫季長に「（不老不死の）仙人までもう少しだったのに、なぜ自らやめたのか」と

言われ、さらに三千丸を飲み、間もなく死亡したという。不老不死を切望し、孫季長を信頼する李抱眞の姿が見て取れる。この列傳の末尾の史臣曰の條「三六五頁」には、「惜しいかな、服食し求仙するも、藥の誤る所と爲る」として、抱眞の功績を認めつつもその晩年を批判している。

以上から各史料の独自の記事を比較すれば、政治手腕については德政碑、個人情報については墓誌、総合的な評價については列傳が記録していた。この様な各史料の記載の差異は、その史料の作成目的によって、記事の取捨選擇の基準や詳細の度合いが異なつたためだと考えられる。

(三) 文面の比較

以下では各史料の關聯性を知るために、文面を具體的に比較したい。【史料1〜3】では、官職名(網掛けで表示)以外で三史料の文面が一致する記事は見られなかったが、墓誌・列傳で共通するものには一重の線を、德政碑・墓誌で共通するものには破線を引いた。

・墓誌・列傳で共通する記載

ここでは僕固懷恩の亂(七六四〜七六五年)の記事に注目したい。僕固懷恩は、安史の亂の際に、ウイグルの援助を取り付け、唐王朝存亡の危機を救つた功臣であるが、安史の亂の後にウイグルとの密接な關係を疑われて反亂を起こした。僕固懷恩が反亂の動きを見せ始めた際に、李抱眞が代宗に上奏した内容を墓誌と列傳とは以下のように記録している。

墓誌「8〜9行目」…公曰く「郭子儀朔方の衆を領し、人多く之を思う。懷恩人の心に因りて、以て其の勢を激して、其の衆を給きて曰く『子儀、魚朝恩の戮する所となる』と、劫かして之を用う。今若し子儀の位を復せば、戦わずして克つべし。」

列傳「I段落」…因りて奏して曰く「郭子儀朔方の衆を領し、人多く之を思う。懷恩其の衆を欺きて曰く『子儀、朝恩

の殺す所となる』と、詐わりて之を用う。今子儀の位を復せば、戦わずして克つべし。」

この二つの記事は、比較的長文であるにもかかわらず、字句の並びが非常に近似しているので、墓誌と列傳とはこの上奏を記録した共通する資料をもとに作成されたと言えよう。

・德政碑・墓誌・列傳をつなぐ記事

德政碑・墓誌・列傳の關係性は、德政碑の建立に關する記事に垣間見える。『唐六典』卷四、尙書禮部「二二〇頁」の葬禮の際の碑や碣に關する規定の注の部分には、德政碑の建立の手順について以下のようにある。

凡そ德政碑、及び生祠は皆な政績の稱すべきを取り、州爲に省に申し、省司勘覆して定まらば、奏聞し乃ち立つ。

德政碑は、州から尙書省禮部にその功績を申し立て、禮部で検討した上で、皇帝に上奏、裁可されてはじめて立つことが分かる。德政碑「23～24行目」には、「潞の緇黃・耆艾、闕に詣りて陳請し、貞石を勸するを願う。帝乃誠を嘉し、門下侍郎平章事董晉に詔して文を撰ばしめ、以て其の功を昭らかにす」とあって、この李抱眞の德政碑が實際にこれらの手續を経て建てられたことが分かる。この德政碑の建立については、墓誌「34～35行目」にも「耆老闕に詣り、金石を刊することを願ひ、詔して時宰をして其の頌聲を揚げしむ」と書かれているので、墓誌の作成者は、この德政碑の存在を知っていたことが分かる。また、德政碑・墓誌に德政碑の發起人として記されている「緇黃」は佛僧・道士、「耆艾（耆老）」は老人の意であり、ここには上述の列傳第V段落で神仙思想を李抱眞に煽動した「孫季長」が含まれている可能性がある。『舊唐書』卷二二、德宗本紀下「三七八頁」によれば、李抱眞は貞元一〇年（七九四）の正月（死亡の五箇月前）に、病のためには爵を降すのがよいという占いの結果から、自ら申し出て司空を辭退して、このことは墓誌「38～39行目」や列傳「V段落」にも見える。上述のように、この德政碑の建立の上奏は貞元五～八年（七八九～七九三）だとみられるので、その頃には孫季長が李抱眞の下におり、信賴を獲得すべく碑の建立をも發起したとも推測できよう。

以上、李抱眞の德政碑・墓誌・列傳の記載には、内容や時系列に矛盾がなかった。石見「二〇〇七・一三～二二頁」は、

薛振³⁰の行狀・墓誌・列傳の三史料を比較し、墓誌・列傳が行狀を見て記されていることを指摘した。本稿の李抱眞の德政碑・墓誌・列傳は、構成が共通しており、非常に似た語句や表現を用いていることは明らかである。おそらく、墓誌・列傳は行狀をもとに作成され、行狀の作成の際、德政碑を参照したと推測される。

(四) 李抱眞の後繼者問題

列傳の第Ⅵ段落には李抱眞の後繼者問題が記されている。それは、李抱眞の死後、抱眞の長子の緘が、抱眞の死を隠して、昭義節度使を世襲しようとした事件で、その経緯は、以下の通りである。李抱眞が死ぬと、殿中侍御史であった長子の李緘は、營田副使の盧會昌と抱眞の從甥の元仲經と謀り、まず抱眞の命と偽って節度副使の李説や將吏に緘が昭義軍の軍事を掌ることを支持させた。そして抱眞からの要請として緘の節度使世襲の承認を朝廷に求め、諸將もこれに續いて上表した。しかし、唐朝からの使者によって、朝廷がすでに抱眞死去を知り、緘の世襲を認めないことが告げられると、緘を支持する將吏はおらず、緘の節度使世襲の劃策は失敗に終わったという。ここで疑問に思われるのは、なぜ李緘は唐王朝の公職である節度使を世襲できると思ったのかという点である。そもそも節度使は、唐の律令外の官であり、天寶一四年（七五五）に平盧・范陽節度使の安祿山が叛くまでは、基本的には邊境地域に設置されたが、安史の亂中から増設され、全國に及ぶようになった官である。また、唐は安史軍の將士たちを節度使として安置することで安史の亂の收拾を圖つたために、河北地域を中心に唐王朝に反抗的な藩鎮（『反側藩鎮』）が誕生した。このような中で、李抱眞は昭義節度使として、反側藩鎮の地に接する唐王朝側の藩鎮の武將を務めていたのである。

おそらく李緘はこれら反側藩鎮の節度使交替に倣ったと見られる。それは、藩鎮側で節度使を選び、それを唐朝に事後承認させる方法である。李緘騒動（七九四年）以前の節度使の繼承のプロセスを見れば、まず魏博節度使の場合は、大曆一三年（七七八）に田承嗣が死亡したが、田承嗣は臨終の間に軍の統括を命じ、その諸子も悦を補佐し、これ

を唐朝が承認した⁽³²⁾。平盧節度使の場合は、唐王朝への反亂の最中の建中二年（七八二）に李正己が死亡した。正己の死亡を隠して軍を率いた息子の納は、興元元年（七八四）に唐に歸順し、唐は李納の平盧節度使への就任を認め⁽³³⁾た。盧龍節度使の場合は、大曆七年（七七二）に朱希彩が部下に殺害された際、軍下の人々の希望により、節度副使を務めていた朱泚が軍を率いることになり、唐朝はこれを承認した⁽³⁴⁾。この朱希彩と朱泚とは同姓であるが血縁関係ではないので「世襲」とは言えないが、唐が追って承認した時点で上述の魏博・平盧の場合と通じるものである。

李絳騷動の経緯からすれば、李絳は田悅の場合のように後繼指名を受けたことにし、李納のように軍權の掌握を既成事實とし、さらに朱泚のように將吏をはじめとする軍の支持も得る計劃であったとみられるが、最大の誤算は、將吏の支持が唐朝の意向に背くまでの強固なものではなかったことで、これが世襲失敗の決定打となったと考えられる。この將吏や軍の支持について一步踏み込んで考えると、節度使下の軍の構造は、府内の内鎮軍とその外にあった外鎮軍から成り、内鎮軍には唐王朝の傭兵である「官健」と地元農民からの傭兵である「團練」、そして、節度使との個人的な主従関係をもつ「親衛隊」がいたとされるが「堀一九六〇・大澤一九七五」、上述の節度使の事例から、節度使を繼承するには特にこの内鎮軍、その中でも節度使の私的な「親衛隊」の支持が重要であったのだろう。李絳の場合、涼州武威時代からの家兵、つまりソグド人部隊が配下においてもおかしくないが、李抱眞の德政碑・墓誌・列傳の記載中には、ソグド姓を有する人物の姿は見えない⁽³⁵⁾。また、李抱玉と共に賜姓されたとみられる李國臣と李國珍も、この時には李抱眞と行動を共にしていない。こう見てくると、李絳の世襲の失敗は、安氏が賜姓され、涼州武威から離れ、さらにその配下にいたソグド人集團とも離れたことに原因があると考えられよう。「李抱眞墓誌」（45く46行目）は、李絳騷動について「李抱眞が死に大軍の指揮者がいなくなり、息子の絳は泣いて悲しむ軍下の兵に迫られて、抱眞の位を繼がせようとした。その時絳は『先人の後繼ぎとして、このまま生きては（皇帝の命令もないのに節度使を世襲すること）不忠であるし、死んだとしても親に對して不孝である』と言った。この苦境から脱する計を熟慮して、忠孝（節度使を繼がず、生きて父を葬ること）ともに全うす

ることができたのである」とする。「李抱眞墓誌」は、李緘騷動後に抱眞の服喪を命ぜられた李緘が主導して作成されたとみられるので、この記事は李緘自身による騷動の釋明だと言える。上述したように、墓誌からは徳政碑や列傳には見られない個人情報を得ることができたが、それ以外にも、墓誌には通常知りえない敗者の辯明という様な墓誌作成側の思いが掲載されることもあると分かる。

以上の李抱眞の事例は、それまでの據點であつた武威を離れた後のソグド人の活動を示すものであつた。特に息子李緘の世襲失敗は、武威安氏がかつて統括していたソグド人聚落の民を率いていなかつたことを象徴する出来事だと言える。これは、ソグド人が聚落を中心としたまとまりを失い、中華王朝の社會に取り込まれていつた一事例と見ることができよう。⁽³⁶⁾

四．賜姓ソグド人と唐王朝

以上に見たように賜姓・本貫の移動は、武威安氏にとつて極めて重大な選擇であつた。その選擇の後、李抱眞が唐王朝でどのような立ち位置を得たのかについて、貞元元年（七八五）の冬至に長安の天壇で行われた郊祀の様子を示した『舊唐書』卷一二、徳宗本紀、貞元元年の條「三五二頁」から窺うことができる。

（十一月）癸卯、上親ら昊天上帝を圓丘に祀る。時に河中の渾瑊・澤潞の李抱眞・山南の嚴震・同華の駱元光・邠寧の韓遊瓌・鄜坊の唐朝臣・奉誠の康日知等大將 祠に待す。

金子「一九九六・三七七頁」は、この貞元元年冬至の親郊の目的は朱泚・李懷光・李希烈らの亂の平定を昊天上帝や祖廟に告謝することであるとす。つまり、この郊祀に參列した李抱眞を含む七人は當時の唐王朝にとつて重要な武将であつたことになる。ここで注目されるのは、そのうちの三人、李抱眞と駱元光そして康日知はソグド人だということである。

駱元光は、前述の賜姓ソグド人李元諒の賜姓前の姓名である。彼は宦官駱奉先の養子であるので、その昇進は當時その勢

力を躍進させていた宦官の影響を強く受けていたとみられる。康日知は、いわゆる「ソグド系突厥」に分類されている人物である。彼は開元九年（七二二）に靈州で起こった六胡州の亂を平定した康植の孫にあたり、安史の亂の際には安史軍の李寶臣（＝安忠志・張忠志）の配下にいたが、朱泚の亂の際に完全に唐に歸屬し、奉誠節度使となった。⁽³⁷⁾ 李抱玉・抱眞が代々續く植民聚落を統括した名族出身であったことを考慮すれば、この三人のソグド人武將の背景には差があると言え、この点では唐が彼らを登用した理由は異なっていると考えられよう。ただし、彼らはソグド人として、モノや情報の傳達などの面でソグド人のネットワークと結びついていたはずであるので、唐王朝はソグド人武將にその點も期待して用いたとも考えられよう。いずれにせよ、この記事は、當時の唐王朝がソグド人武將に頼らざるを得ない状態だったことを物語っている。

彼らソグド人武將について、各人の石刻史料から李元諒を中心とする関係を垣間見ることができる。李元諒の功德碑である「李元諒頌」の篆額者李彝は「康日知墓誌」の書者でもあり『寶刻叢編』卷七、一八一九九〜一八二〇〇頁、「李元諒頌」の書者である韓秀弼は李抱眞の徳政碑の篆額者なのである。これらの作成（埋葬）は、「李元諒頌」が貞元五年一〇月、「康日知墓誌」が同年一二月、そして李抱眞の徳政碑の上奏は貞元五〜八年であって、短期間に行われたことが分かる。書者などの人選は、李抱眞の徳政碑は敕による任命であり、「李元諒頌」も朝廷の認可を受けているので、朝廷を通じて選抜された可能性がある。ただ、墓誌は親族が記す場合があることから分かるように、親族など近親者が選任できたとみられる。「李元諒頌」・「康日知墓誌」の篆額者・書者である李彝の作品はこの二作以外は知られていないことからすれば『金石錄』卷八、八八五四〜八八五五頁、「康日知墓誌」の人選は、先行して作成された「李元諒頌」を参考にしたと推測できよう。また、そうであるとすれば、李抱眞の徳政碑の建立の上奏も「李元諒頌」の前例を参考にしたものであり、その上奏が朝廷による人選にも影響した可能性もあるのではなからうか。これら書者・篆額者が共通するという状況は、ソグド人武將が石刻の作成について情報を共有するような密接な関係にあったことを示唆していると言えよ

う。

なお、李抱真と李元諒との関係は、李抱真の従父兄李抱玉と李元諒の養父駱奉先の頃には始まっていたとみられる。先にも記したように安史の亂で唐を救って功臣となった僕固懷恩は、その後ウイグルとの密接な関係を疑われ、ついには反亂を起こした。謀反が決定的になる前に、代宗は僕固懷恩を召喚するために顏真卿を派遣しようとしたが、彼がその任を辭退した言葉『新唐書』卷二二四上、叛臣上、僕固懷恩傳、六三七一頁^④には、この反亂の原因が端的に述べられている。

〔顏真卿〕曰く「今懷恩の反を言う者は、獨だ辛雲京・李抱玉・駱奉先・魚朝恩の四人のみ。自餘盛んに其の枉を言う。……」と。

この發言から、僕固懷恩の亂は、李抱玉と宦官の魚朝恩や駱奉先らが僕固懷恩を朝廷から排除しようとしたために起こったことが分かる。^④このように協力關係にあった李抱玉の従父弟の抱真と駱奉先の養子李元諒が見知らぬ關係であったとは考えられない。八世紀に唐王朝を武人として支えたソグド人たちは、緊密な關係を築いていたと見ることができよう。

おわりに

本稿では、皇帝の姓を賜ったソグド人（賜姓ソグド人）について、李抱玉・抱真を中心にその動向を考察した。まとめれば以下の通りとなる。

(一) 新舊兩唐書・『資治通鑑』から抽出した唐代の賜姓は全部で六三件見られ、それにはA. 唐王朝に歸順した時の賜姓(二四件)、B. 武功を立てた時の賜姓(一四件)、C. 王朝内での勢力争いによる賜姓(二六件)、D. その他(九件)の四つに分類できた。最も件数が多かった分類Aにはさらに三つのパターンが見られたが、いずれもある程度の勢力を率いて唐に歸順したリーダーに對する賜姓であった。

(二) 唐における「賜姓ソグド人」は、『舊唐書』・『新唐書』・『資治通鑑』・『中國歷代石刻史料彙編』で調べたところ、李抱玉・李國臣・李國珍・李元諒・李元忠の五人であった。いずれも生きた時期は八世紀であり、ソグド人への賜姓はこの時期に限定されていた。

(三) 李抱眞の徳政碑・墓誌・列傳の記載には、内容や時系列に矛盾はなかったが、その史料の作成目的によって、記事に差異が見られた。特に墓誌には典籍史料には見られない個人的な情報が記録されていた。

(四) 「李抱眞墓誌」から、李抱眞と改姓したソグド人である鄭汲の娘が婚姻関係にあったことが分かった。これは、ソグド人がたとえソグド姓を喪失しても、ソグド人同士の関係性を維持していたことを示すものである。

(五) 涼州武威のソグド人聚落を統括した武威安氏の賜姓と本貫の移動は、安史の亂・安門物の亂・吐蕃の河西占領という一聯の變動に對應したものであったが、安氏が中心となって武威のソグド人聚落を據點として行ってきたソグド人の交易活動の終焉を意味していた。李抱眞の息子李緘の節度使世襲の失敗は、涼州武威のソグド人聚落の民と離れたことを象徴するものであった。

(六) 李抱眞や李元諒・康日知など唐王朝配下の武將であったソグド人は、安史の亂・僕固懷恩の亂以降、各地で續く反亂を鎮めるために唐にとって不可欠な存在であった。彼らは碑や墓誌の作成にあたって、情報を共有していたとみられ、このことは、當時の唐王朝で活躍したソグド人武將たちの密接な関係を示唆するものである。

以上、八世紀後半に唐王朝の武將として活躍した李抱玉・抱眞を例に、ソグド人が賜姓によってソグド姓を失う様子を見た。彼らは、賜姓によってソグド人であることを示すソグド姓を喪失しただけではなく、ほぼ同時に行われた本貫の移動によってソグド人聚落の民とその聚落を據點とした交易を統括する役割を失った。史料上では漢人との區別がなくなつたのである。このことは、ソグド人がユーラシアの諸民族の中に消えていく一つの過程と單純に見ることもできる。ただし、李抱玉・抱眞の世代には、改姓の後も婚姻関係やソグド人武將との關係性にソグド人同士の聯携が依然として見られ

た。賜姓と本貫の移動だけで、ソグド人としての従来の習慣や活動が断絶した譯ではないことになる。唐後半～五代、特に假父子關係による改姓によって、ソグド人は漢人や華北地域に流入した諸民族と混交していくこととなる。そのような中で本稿の李抱玉・抱眞の事例は、ソグド人の活動をより正確に捉えるためには、ソグド姓だけではなく、現存する史料を駆使して本貫・婚姻・活動内容などを複合的に考慮する必要性を示していると言えよう。

【史料1】李抱真傳政碑

※宋末の「金石萃編」の文字・字体に基づいて復元。□は「唐文」あるいは「唐文」に從つた文字は省略した。

- 1 昭義軍節度支度營田兼澤潞磁邢洛等州觀察處置等使光祿大夫檢校司空同中書門下平章事兼潞州大都督府長史上柱國義陽郡王李公德政碑銘并序
- 2 銀青光祿大夫守門下侍郎 □□門下平章事上柱國隴西縣開國伯董晉奉 勅撰
- 3 銀青光祿大夫守戸部尚書□度支及諸道鹽鐵轉運等副使上柱國扶風郡開國公□宏奉 勅書
- 4 朝散大夫守□□府長□□陽縣開國男韓秀弼奉 勅篆額
- 5 唐元臣曰義陽郡王抱真字大元 皇開府儀同三司涼州都督河蘭郡廓瓜沙甘肅九州大總管申國公修仁之玄孫開府儀同三司左武衛大將軍永之曾孫兵部尚書懷恪之孫贈太子太保齊管之子蕃河岳之秀業祖考之慶克生鴻才以佐元后殊勳茂績可得而稱也公體仁執中抱素專直威厲霜雪氣凌雲霓沉毅足以建功寬裕足以安衆公相武之習申伯翊宣之六韜之奇夷吾九合之業墨也及弱冠公皆達之果從父兄故相抱危托玉所期期以遠大薦于 肅宗授汾州別駕傑固懷恩之平史密也伐虔劉之功 拜殿中少監承初又兼御史中丞因陳鄭懷澤潞等五州節度留後 闕潰其奸謀而渠魁疾顛汾泝底定□□□□□□代宗嘉之
- 10 澤州刺史兼侍御史充節度副使內五州都團練使澤人欣欣如戴父母公虔奉 聖旨專精吏職一年而流民復甦
- 11 順無不懼逆理亂之道實由于政政和則禮讓興仁義著政否則刑罰滋盜賊起使其叛亂是德之不脩也始務自密豈可加兵乃申以禍福之門引以開泰之路投戈罷矢天應嚴蕩無勞加等仁風載揚遂遷懷州刺史澤人因思之懼避慈雲懷人來蘇之慶藩若膏雨爲政未幾懷亦如澤焉 天子寵文翁之能旌龔遂之美以節度使司徒公備戎于西乃授檢校祕書監兼侍御史權知行軍司馬因澤潞
- 16 節度支度營田觀察處置使留後仍知潞州大都督府事公以 殊恩倚任留務酒榷榷化源獨興心計乃約故實財成庶政禁暴
- 17 以安物薄賦以養農省徭以息道兼均調以資士卒孝悌聞於鄉黨學校興於里閭刑戮廢於戎行鞭扑弛於官署闔境之內不日而教化
- 18 建中元年特授節制并廉察本道兼領潞州大都督府長史練勤王之師修守土之備內勸耕食外揚威武布 大君之誠以睦藩
- 19 導 聖訓之化以釋疑由是 上澤得以下流下情得以上達 君臣無間致於太和公之力也屬軍戎之後盡早
- 20 詔次公請罪神祇憂見于色精感而飛蝗越境誠懇而零雨應期稼穡獲全異於他郡古之循吏何以加焉公前後歷官十八政再爲御史中
- 21 丞尚書常侍三領郡守一登亞相兩踐端揆封義陽郡王食實封六百戶 命爲承弼同平章事俾平水土兼領司空量宏而深智達而
- 22 朗常執讓而寵不求援以取貴題題與登補資簡自 皇極爵爲元臣非德及蒼生忠貫白日則何以臻此跡之縮黃書又謂
- 23 帝嘉乃誠 詔門下侍郎平章事董晉撰文以昭其功銘曰
- 24 皇矣 上帝降祚 有唐繡粹孕靈克生義陽明明 天子賢能是堯乃 命義陽鑣于上烈烈義陽惟
- 25 國之植屹若崇山隱如長城用極于正性根于忠英風外馳明謨內融 王度克遵惠此罷人以德代刑散澆爲淳軍以威恩難以定備
- 26 恢振 皇綱輔弼 天業 帝日抱真允文允武俾登鼎鉉錫之茅土名高方召道冠申甫刊石紀功用蜀終古
- 27 監工上黨縣□郭□仁

銘文 碑の建立 昭義軍(澤・潞・懷州)の充実 僕臣懷恩の乱

【史料3】『舊唐書』卷一三三・李抱真傳【三大四七三六五〇頁】

I 李抱真、抱玉從父弟也。抱玉爲滹陽節度使、甚器抱真、任以軍事、累授涇州別駕。常畏時、樂固
 懷恩、反于汾州、抱真聞焉、乃削身歸京師。代宗以懷恩僞調察、所將朔方兵又貪、甚甚、召具抱真問狀、
 因奏曰、「朔方僞領朔方之衆、人多思之。懷恩欺其衆、曰、「子儀爲朝恩所殺、詐而用之。今後子儀之
 位、可不戰而克。」其後懷恩子錫爲其下所殺、懷恩奔遁、多如抱真等、因是遷錫于少監。居處之、爲陳
 鄭、滹陽節度留後、抱真因中書言曰、「臣雖無可取、當乞古婦笏造、繫在牧守、願得一郡以自試。」上
 許之、改授澤州刺史、兼爲魏博節度留後。居二年、轉澤州刺史、復爲滹陽節度使留後、凡八年。

懷固懷恩の乱

II 抱玉卒、抱真仍領留後。抱真密掘山東當有變、上黨且當兵衝、是時兼餘陝之地、土瘠賦重、人益
 困、無以養軍士。饑戶丁男、三選其、有刃刀者免其租稅、給弓矢、令之曰、「賊之賊、則分專角射、
 歲終、吾當會試。」及期、按簿而徵之、都諷以示賞罰、復命之如初。比三年、則皆善射、抱真曰、「軍
 可用矣。」於是募部內鄉兵、得成卒二萬、前旣不賦贖、府庫愈實、乃繕甲兵、爲器具、遂徙觀山東。是
 時、天下稱昭義軍非兵寇屠輩。無幾、復代李承昭爲昭義軍及磁邢節度觀察留後、加魏博常侍。

昭義軍の充實

III 德宗即位、拜檢校工部尚書、兼魏州長史、昭義軍節度支度營田、滹陽磁邢觀察使。建中二年、田
 悅以魏博反、乃悉兵圍邢州及魏博爲急、詔田承節度使馬燧及神策兵救之。抱真與燧敗悅兵於魏州、斬
 悅將楊朝光、又擊破檢校于陸渚、遂鎬臨洛及邢州之圍、以功加檢校兵部尚書。復與燧大破悅於洹水、悅
 以數百騎走歸魏州。復與燧圍魏州、又敗悅於城下、以功加檢校左僕射。時韓公武俊、朱泚、王武俊皆反、
 聯兵救悅、抱真與燧等退次魏縣。上幸奉天、中使告聞至、諸將皆仰天痛哭。李懷光降卷奔命、馬燧、
 李凡各引兵歸魏。朱泚既占京師、時李希烈陷大梁、李納亦反鄆州。無何、上幸梁州、李懷光又發魏縣、
 中。抱真獨於擁護鎮道之中、以山東三州外抗暴賊、內輯軍士、羣賊深懼之。

河朔三鎮の乱①
田悅との戦い

IV 興之初、魏博檢校左僕射、平章事。時朱滔舉幽朔軍、使臣領訖、魏賊不萬、節帥以魏賊、攻魏昌。初、
 韋賊附於希烈、希烈懼爲、有臣勸韋賊意、韋心稍離。上自奉天下罪己之詔、悉赦魏賊、抱真乃遣
 門客買林以大義說武俊、令從韋未洽、武俊許之。時兩軍尚相疑、抱真乃以勸魏昌、朱滔等、車騎引去、
 賓客皆止之、抱真遣軍司馬盧玄勳勸軍部分曰、「僕今日此舉、天下去危、僕死不還、領軍事以聽朝命、
 亦唯子、勸動士馬、車向韋儀之、亦能也。」言訖而去。武俊爲魏事、魏賊、抱真曰、「朱泚、希烈繼魏昌大
 位、朱滔攻圍貝州、此皆皆欲殺魏昌屬。足下旣不能自振救賊之上、捨九鼎天子而北面臣反虜乎。乃若
 聖上奉天罪己之詔、可謂皇、皇之主也。」因言及魏賊、皆武俊與、涕泗交下、武俊亦哭、感動左右。
 因退臥武俊帳中、酣寢久之。武俊感其不疑、待之益恭、指心仰天曰、「此身旣許公死矣。」遂與結爲
 兄弟而別、約明日合戰、遂與魏昌、質封五百戶。貞元初、朝于京師、回頭
 之、還魏。

河朔三鎮の乱②
朱泚の乱と武俊後の魏博

V 抱真深斷發誓計、嘗欲招致天下賢儒、聞人之善、必令持幣幣數千里邀致之、至而與語、無不稱其
 退之。時天下無事、乃大起營帳、築梁沼以自娛。魏節又好方士、以冀長生。有孫某長者、爲抱真鍊金
 丹、抱真曰、「服之當延。」遂宴爲餐。勸魏參佐曰、「此丹秦皇、漢武皆死不得、唯我遇之。他年
 朝上清、不復偶公壽矣。」復夢鴻鶴冲天、墮而刻木鶴、衣道士衣以習桑之。凡服丹二萬丸、腹堅不食、
 將死、不知人者數日矣。道士生洞室以俟胎胎、上之、殆、病少間、季長復曰、「垂上德、何自棄也。」
 益服三千丸、頃之卒。初、抱真久疾、好讖祥、或令厭勝、爲巫祝所惑、請僧官爲以禳除之。是年、凡
 七上章請司寇、復爲檢校左僕射。貞元七年卒、時年六十二。廢朝三日、贈太僕、諡以布帛米粟不差。

不老不死への
憧れと死亡

VI 抱真魏之口、其子數中侍御史獻臣不察。憲田副使盧會昌令抱真從甥元仲經撰與獻、其明日、
 將吏會集、中經詐爲抱真名曰、「吾疾甚、不能莅職、今令魏營軍事、諸軍善防之。」節度副使奔說及諸
 將吏聞之、皆曰、「詔一須與、魏營軍出、衆皆拜之、魏乃悉府藏饋軍士。盧會昌仍託爲抱真表、
 請以職事付職。翌日、又令諸將連署請職領軍。上已聞抱真卒、乃遣中使第五守進帥傳魏變、且令以軍
 事屬於大將軍延貴。守進至魏州、魏將言抱真病、請見明日。如此者凡三日、魏乃出遣甲使、左右皆
 陳兵、甚嚴備。中使謂魏曰、「朝廷已知相公薨歿、令以兵發歸魏、待朝旨歸喪行服也。」魏雖然、
 出謂諸將曰、「有詔不許讞軍事、諸公意若何。」將吏莫有對者。繼而而退、遂以使印及符鑰歸魏。是
 日、乃發輿、車一哭。中使乃延貴、以口遺告風事、趣遣魏赴東都。元中經逃于外、延貴捕得殺之。既
 歸非中經、盧會昌得不坐。魏初謀亂、遣將陳榮詐以文書告成德節度使王武俊、求假財帛、武俊大怒
 曰、「吾旣放府公嘗有、曩燕王命、非同惡也。今聞已亡、孰許令其子而不俟朝旨耶。何敢生我、況有求
 也。」乃因陳榮而遣使讞魏焉。

後繼者問題

- (1) 中田「二〇〇九」は、突厥とソグドとの混血が進んだ結果、ソグド姓を名乗っている突厥人を「ソグド系突厥」とする。このことについては、森部「二〇一四・一九六頁註(9)」参照。
- (2) 賜姓ソグド人以外で、ソグド姓を有さないソグド人としては、本文後掲の鄭巖を挙げられる。また、本文中で後掲するように、賜姓ソグド人の李元諒は賜姓前に宦官駱奉先の養子として駱姓を名乗っていた。このことから、假父子關係によって改姓したソグド人が他にもいたと推測される。
- (3) 『舊唐書』卷一三二、李抱玉傳「三六四五～三六四七頁」・『新唐書』卷一三八、李抱玉傳「四六一九～四六二〇頁」。
- (4) 『舊唐書』卷一三六、李光弼傳、李國臣の條「四五九二～四五九三頁」。
- (5) 『李國珍墓誌』(氣賀澤No.七六三五)。
- (6) 『舊唐書』卷一四四、李元諒傳「三九一六～三九一八頁」・『新唐書』卷一五六、李元諒傳「四九〇一～四九〇三頁」・「李元光及妻阿史那氏墓誌」(氣賀澤No.七九二六)・「李元諒頌」(『金石萃編』卷一〇三、一七一四～一七一八頁)・「北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編」二八、六三三頁。
- (7) 『舊唐書』卷一一〇、郭子儀傳、李元忠の條「三四七四頁」。
- (8) 寶應功臣とは、寶應元年(七六二)の代宗即位に際して活躍した射生軍(宦官程元振が指揮)に賜った稱號「新唐書」卷五〇、兵志、天子禁軍、一三三二頁。
- (9) 李元忠は、その姓と地域以外にソグド的な要素が見られないため、ソグド人でない可能性もある。
- (10) 今後も墓誌など新史料の発見により「賜姓ソグド人」は増えると思われる。近年報告された賜姓ソグド人の墓誌としては、二〇〇三年五月に紫微田園都市住宅小區工地二三九號墓より發掘された「李志忠墓誌」(埋葬年・乾元二年(七五九))「長安高陽原新出土隋唐墓誌」二〇七頁がある。墓誌文には「本姓安」とあり、その姓から墓主はソグド人とみられる。残念ながら、賜姓の時期と経緯は墓誌に記されていないが、本稿で扱った賜姓ソグド人とも同時期に生存している点からも興味深い史料である。
- (11) 李抱眞の他に碑・墓誌・列傳が揃うソグド人には、賜姓ソグド人の李元諒がおり、彼については別稿で取り上げたい。また、ソグド姓の一つ史姓を有する史孝章も神道碑・墓誌・列傳の三史料が揃うが、二〇〇四年六月に發見された「史孝章墓誌」(開成四(八三九)作成)にもとは阿史那氏とあり、突厥人であることが分かるため「郭茂育・趙振華二〇〇七」本稿では取扱わない。なお、史孝章の出身民族については、ソグドあるいは奚と見る説もある「森部二〇一〇・一五二～一五七頁」。
- (12) 「大唐河西平胡聖德頌」の作者は、「唐文粹」卷二〇・

二・四葉」に記されるように楊炎であると考えられるが、『文苑英華』「四〇七六―四〇七七頁」では獨孤及の作であるかのように見えるので注意が必要である。『文苑英華』では「大唐河西平胡聖德頌」とそれに續く「鳳翔出師紀聖功頌」は作者を「前人」とし、これらの前の「靈武受名宮頌」は作者名が空欄、さらにその前の「慶馮名頌」は獨孤及の作とする。一方、『唐文粹』は「鳳翔出師紀聖功頌」を楊炎の作とし、續いて「大唐河西平胡聖德頌」（作者名は空欄）が掲載される。また『靈武受名宮頌』「卷一九上・一二―二三葉」も作者を楊炎とする。これらの状況を勘案すれば、おそらく『文苑英華』で「靈武受名宮頌」を楊炎の作とすべき所を遺漏したとみられる。

- (13) 反亂鎮壓の時期について『文苑英華』「四〇七六頁」は、二月乙丑に崔稱・劉日新に命を出し、庚午に鎮壓したとするが、平岡「一九五四・一七三頁」によれば、二月に乙丑・庚午はなく、翌三月には乙丑（二七日）・庚午（二二日）がある。ただし、鎮壓の時期を三月とすると『資治通鑑』「七〇一五頁」の「旬有七日、平之」の記述とは計算があわない。
- (14) 接收された莫大な資産は、「入貢府」に委ねられ、「有地の宮」に布かれたとされる。この「入貢府」と「有地の宮」の詳細は不明であるが、いずれも唐王朝の機關を指すとみられる。

(15) 魚海の地名は、吐蕃との戦地や吐蕃の軍隊名として史料に現れる。天寶元年（七四二）一二月の對吐蕃戦を記録す

る「河西破蕃賊露布」『文苑英華』卷六四八、三三三三―三三三四頁）には、青海北界にて魚海軍を破つたとある。また、いずれも吐蕃との戦いを詠んだ詩である杜甫「秦州雜詩二十首」其十九「杜詩」五八七―五八八頁・乾元二年（七五九）秋以降」や岑參「獻封大夫破播仙凱歌六章」『岑嘉州詩』七五九―七六三頁・天寶一三載（七五四）年頃）にも「魚海」が見える。

(16) 例えば、石見「一九八二」は、李淵が長安に入城し唐建國を實現させた背景に華北戰略地理の要所である靈州・河西を押さえたことがあるとする。

(17) 森安「二〇〇七・三一六―三三四頁」は、「五人のホル人の報告」（敦煌文書 P. 1283）を八世紀中葉の七六〇年代後半（あるいは七七〇年代か）に、ホル國王に命じられて、五人のホル人が北方の情勢を報告したものであるとし、さらにこのホルを武威のソグド人であると見る。この報告の調査が、七六〇年代前半に行われたとすると、武威安氏の本貫の移動の判断材料となったと考えられるが、七六〇年代後半であると、武威安氏の本貫の移動後となり、派遣主（ホル國王）が武威の安氏であったか疑問になる。ただし、武威安氏はソグド人の安全保障の法則「森安二〇〇七・一三二―一三六・二六七―二六八頁」に則り、全てが長安に移貴したのではなく、一部は武威に残った可能性もある。

(18) 全文は、『金石萃編』卷一〇三「二七二―一七二二頁」・『全唐文』卷四四六「二七〇一―二七〇二頁」・山西

通志」卷二〇一「五五二～五五四頁」に収録。なお、善政を記念する徳政碑は、一種の功德碑（功績と徳行を記す）であり、一般的には都市の幹線路や役所などに建てられたとされる「趙超二〇〇二：一一〇頁」。

- (19) (北宋) 趙明誠の『金石錄』巻九「八八五六頁」は「貞元九年（七九三）の作とするが、これを疑問視する説もある。（清）王昶の『金石萃編』「一七二三頁」によれば、撰者の董晉が門下侍郎同平章事の位にあったのは貞元九年五月までであり、また書者の班宏は貞元八年七月に死亡しているの、作成時を貞元九年に決められないとする。吳玉貴「一九九七・三〇九頁」は、撰者の董晉が門下侍郎同平章事の就任中に作成されたと考え、新舊兩唐書の董晉傳から、貞元五～九年（七八九～七九三）の作成と見る。少なくとも董晉が門下侍郎同平章事に就任して以降、班宏が死亡する以前の貞元五～八年（七八九～七九二）には立碑の上奏があったことだけは言える。

(20) 『舊唐書』卷一四五、三九三四～三九三七頁・『新唐書』卷一五一、四八一～四八二頁に立碑。

(21) 『舊唐書』卷二三三、三五一八～三五二〇頁・『新唐書』卷一四九、四八〇二～四八〇四頁に立碑。

(22) 韓秀弼は唐代四大隸書家として有名な韓擇木の子。なお「辛雲京妻李氏墓誌」（大曆一三年（七七八）・氣賀澤No.七四六二）の書者の韓秀實は、韓秀弼の弟であり、韓氏一族は書家として優れた一族として知られる「陳根遠二〇一〇」。

(23) 國家文物局「二〇〇六、中一二二九頁」は、高さ三・九六m・幅一・七八m・厚さ〇・五六mとする。「唐六典」巻四、尙書禮部、禮部尙書「二二〇頁」には、墓道に立てられる碑（神道碑）や碣について規定があり、徳政碑もこれに準じるとみられている「愛宕二〇〇二：一〇頁」。この規定によれば、李抱眞の屬する五品以上の者の碑は、龜趺の上の高さは九尺（二・八m）までのはずが、李抱眞の徳政碑は四m超で規定を超えている。同じ貞元年間に作成された碑（徳政碑・神道碑等）の高さ（表4）と比べれば、李抱眞の徳政碑は大變珍しい事例であると分かる。ただし、この碑は唐の認可を受けているので、特例で承認された高さと考えられる。

(24) 全文は『文苑英華』巻九三七「四九二六～四九二八頁」・『全唐文新編』「二四卷、九三三八頁」に収録。氣賀澤No.七九二。

(25) 穆員は、『舊唐書』卷一〇五・『新唐書』卷一六三に立碑された穆寧の子。員については「員工文辭……有文集十卷」『舊唐書』卷一〇五・四一六頁」と記され、彼が撰じた墓誌としては「崔渙墓誌」（大曆四年（七六九）・氣賀澤No.七二三四）・「鄭叔則墓誌」（貞元九年（七九三）・氣賀澤No.七八七三）などを確認できる。穆員が「李抱眞墓誌」の撰者となった経緯の詳細は不明であるが、名文家として著名であったことがその理由の一つであるとみられる。また、穆員には佛教に關する作品が多数あり「『文苑英華』巻七八二・四一三〇～四一三三頁」、その妹は安國寺の大

- 徳尼であったことから「尊勝幢記」「文苑英華」巻八二一・四三三三頁、あるいは佛教信仰を通じて李抱眞一族と繋がりがあつたかもしれない(後掲註(29)参照)。
- (26) 『新唐書』の李抱眞傳の記載内容は「舊唐書」とほぼ同様である。「舊唐書」に不掲載の記事としては、字が太玄であること、興元初めに倪國公・義陽郡王に封じられたことがあげられる。
- (27) 『新唐書』巻一五上、宰相世系表、北祖鄭氏「三三一五頁」。「文苑英華」は「洛州壺關」とするが、「潞州壺關」の誤り。「史料2」では訂正済である。
- (28) 『新唐書』巻一五上、宰相世系表「三三〇六～三三〇七頁」の鄭巖の子に鄭汲の名は見えない。ただし汲については「鄭巖墓誌」だけではなく、鄭汲の孫の「鄭居中墓誌」(開成二年(八三七)作成)にも「公皇少府監諱巖之曾孫、皇洛陽令諱汲之孫」と見え、『新唐書』の遺漏とみられる。
- (29) 墓誌47行目に見える「西方之教」の語は、本墓誌の撰者である穆員の「繡西方阿彌陀佛讚并序」「文苑英華」巻七八二・四一三二頁)や「繡西方大悲阿彌陀佛記」「文苑英華」巻八一八・四三二二頁)にも見え、明らかに佛教を指しており、本墓誌も同じ用法であるとみられる。また、中田「二〇〇七・二九七～二九八頁」は、李抱玉が安史の亂以降に長安佛教界で活躍した密教僧不空から灌頂を受けられたとみられ、不空の佛教活動を支持していたことを明らかにしている。そうであるとすると、李抱眞は従父兄の抱玉、そして長女・幼女が佛教を信奉していたことになり、
- 晩年に神仙思想に傾倒する抱眞も当初は佛教を支持していた可能性が高いと言えよう。なお、王睿「二〇一六・一二七～一三一頁」は、李抱眞の字(墓誌では太眞、徳政碑では太元)を道教用語と解して、抱眞の晩年の道教信仰の様子を示すものと見ている。
- (30) 行状は「薛振」、墓誌は「薛震」に、列傳は字をとって「薛元超」に作るがいずれも同一人物「石見二〇〇七・一四頁」。
- (31) 一生の業績を記した文書で、死後史館に提出される「石見二〇〇七・一三頁」。
- (32) 『舊唐書』巻一四一、田承嗣・悅傳「三八四〇～三八四一頁」。
- (33) 『舊唐書』巻一二四、李正己・納傳「三五三五～三五三六頁」。
- (34) 『舊唐書』巻二〇〇下、朱泚傳「五三八六～五三八五頁」。
- (35) 李抱眞の治めた潞州(山西長治)出土の墓誌で、現在のところソグド人の墓誌とみられるのは唯一「安土和墓誌」(咸通七年(八六六)・西安碑林博物館新藏墓誌彙編「三二二」)のみである。墓誌からは、武威にルーツがあるようだが、ソグド人間の婚姻も見られず、その背後にソグド人集團は見えない。なお、李抱眞による團練(郷兵)の編成については「堀一九六〇・三八～四四頁」参照。
- (36) 李緘以後、安氏一族の後裔には、抱眞の曾孫で五代後梁の太宗朱全忠の重臣であった李振がいる。「舊五代史」梁書、李振傳、二五一～二五三頁・『新五代史』李振傳、四

六九〇四七一頁」。彼は後梁崩壊に伴い處刑され、一族も誅殺されたと言い、以降の安氏一族に關する史料は今のところない。

- (37) 康日知については、小野川「一九四二・一九九頁」、柴新江「一九九九・五九〇六二頁・二〇〇三・九七〇九八・一〇八〇・九頁」、森部「二〇一〇・一三五〇一四四頁」、福島「二〇一六・二一八頁註(28)」参照。
- (38) 「李元諒頌」(前掲註(6))参照のより詳しい名稱は「李元諒林功昭德頌」。一種の功德碑と言える。
- (39) 李彝については任華「送李彝宰新都序」(『文苑英華』卷七二一、三七三五頁)が最も詳しい。
- (40) 「李元諒頌」によれば、行軍司馬兼御史中丞の董叔經や華州の人々の要請によって唐王朝の認可を受けてこの碑が建立されたことが分かる。
- (41) 『舊唐書』卷二二一、僕固懷恩傳「三四八八頁」にも同様の記事がある。ここではより簡潔な『新唐書』を引用する。
- (42) 安史の亂以降、權勢を増大させる宦官とソグド人とは密接な關係であった。賜姓ソグド人の李元諒は駱奉先の養子であり、李國珍は代宗の即位の際に宦官の下で活躍し寶應功臣とされた(前掲註(8))参照。その他、宦官とソグド人との關係については、中田「二〇〇七」参照。

史料

- 正史・『資治通鑑』・『唐六典』・『元和郡縣圖志』(中華書局・北京、標點本)
- 『元和姓纂』(唐)林寶撰、岑仲勉校記『元和姓纂(附四校記)』(中華書局・北京、一九九四年)
- 『文苑英華』(宋)李昉撰、中華書局・北京、一九六六年
- 『唐文粹』(宋)姚鉉編、中國學術名著第三輯、歷代詩文總集第三四冊、世界書局・臺北
- 『岑嘉州詩』(唐)岑參撰、廖立箋注『岑嘉州詩箋注』(中國古典文學基本叢書、中華書局・北京、二〇〇四年)
- 『杜詩』(唐)杜甫撰、(清)仇兆鰲注、『杜詩詳注』(中國古典文學基本叢書、中華書局・北京、一九七九年)
- 『金石萃編』(清)王昶著、石刻史料新編一〜三、新文豐出版公司・臺北
- 『金石錄』(宋)趙明誠撰、石刻史料新編一二、新文豐出版公司・臺北
- 『寶刻叢編』(宋)陳思纂輯、石刻史料新編二四、新文豐出版公司・臺北
- 『山西通志』(清)覺羅石麟等纂修、四庫全書第五四九冊、上海古籍出版社・上海

『北京圖書館藏中國歷代石刻拓本彙編』北京圖書館金石組編、中州古籍出版社・鄭州、一九八九年
 『西安碑林博物館新藏墓誌彙編』西安碑林博物館編・趙力光主編、線裝書局・北京、二〇〇七年

『全唐文新編』周紹良主編、吉林文史出版社・長春、一九九九年

『陝西碑石精華』餘華青・張廷皓主編、陝西碑石精華三秦出版社・西安、二〇〇六年

『中國歷代石刻史料彙編』萬方數據電子出版社・北京書同文數字化技術・北京、二〇〇四年

『長安高陽原新出土隋唐墓誌』陝西省考古研究院編、李明・劉杲蓮・李學綱主編、文物出版社・北京、二〇一六年

※墓誌の出典は、氣賀澤保規（編）『二〇一七』『新編唐代墓誌所在總合目錄』（明治大學東アジア石刻文物研究所・東京）に掲載の整理

番號を「氣賀澤No.」で記した。

参考文献

〔日文〕

石見清裕 一九八二 「唐の建國と匈奴の費也頭」『史學雜誌』九一—一〇（再録）『唐の北方問題と國際秩序』汲古書院・東京、一七〇

六三頁

二〇〇七 「唐代墓誌史料の概観——前半期の官撰墓誌・規格・行狀との關係」『唐代史研究』一〇、三—二六頁

榮新江 二〇一一（譯・解説・森部豊）『新出石刻史料から見たソグド人研究の動向』『關西大學東西學術研究所紀要』四四、一二—

一五二頁

大澤正昭 一九七五 「唐末藩鎮の軍構成に關する一考察——地域差を手がかりとして」『史林』五八（六）、九二八—九四四頁

小野川秀美 一九四二 「河曲六胡州の沿革」『東亞人文學報』一一四、一九三—二二六頁

愛宕元 二〇〇二 「唐代反側藩鎮の節度使德政碑と墓誌銘——李寶臣德政碑と何弘敬墓誌銘を中心として——」『日本文化環境論講

座紀要』四、九—一六頁

金子修一 一九九六 「唐後半期の郊廟親祭について——唐代における皇帝の郊廟親祭その三」『東洋史研究』五五—二（再録）『唐代

における郊祀・宗廟の運用』『中國古代皇帝祭祀の研究』岩波書店、三〇九—四三〇頁

趙振華 二〇一一（中田裕子譯）『唐代少府監鄭巖とそのソグド人祖先』『内陸アジア言語の研究』二六、一七七—一九一頁

- 趙超二〇〇二(氣賀澤保規譯)「中國古代石刻資料の世界——石刻學入門」『明大アジア史論集』七、一一六～一二二頁
- 中田美繪 二〇〇七 「不空の長安佛教界擡頭とソグド人」『東洋學報』八九―三、二九三～三二五頁
- 中田裕子 二〇〇九 「唐代六州胡におけるソグド系突厥」『東洋史苑』七二、三三三～三六六頁
- 平岡武夫(編) 一九五四 『唐代之曆』唐代研究のしおり一、京都大學人文科學研究所・京都
- 福島恵 二〇〇五 「唐代ソグド姓墓誌の基礎的考察」『學習院史學』第四三號、一三五～一六二頁
- 二〇一〇 「『安元壽墓誌』(唐・光宅元年) 譯注」森安孝夫(編)『ソグドからウイグルへ』、汲古書院・東京(再録・福島二〇一七、一二七～一六三頁)
- 二〇一七 『東部ユーラシアのソグド人——ソグド人漢文墓誌の研究』汲古書院・東京
- 堀敏一 一九六〇 「藩鎮親衛軍の權力構造——唐から五代へ」『東洋文化研究所紀要』二〇(再録)『唐末五代變革期の政治と經濟』
- 汲古書院・東京、二〇〇二、三四～九八頁)
- 森部豊 二〇一〇 『ソグド人の東方活動と東ユーラシア世界の歴史的展開』關西大學出版部・大阪
- 二〇一四 「八世紀半ば～十世紀の北中國政治史とソグド人」『ソグド人と東ユーラシアの文化交渉』(アジア遊學一七五)、勉誠出版・東京、一七四～一九七頁
- 森安孝夫 一九七九 「増補・ウイグルと吐蕃の北庭爭奪戰及びその後の西域情勢について」流沙海西獎學會(編)『アジア文化史論叢』
- 三、山川出版社・東京(再録)『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大學出版部・名古屋、二〇一五年、二三〇～二七四頁)
- 二〇〇二 「ウイグルからみた安史の亂」『內陸アジア言語の研究』一七(再録)『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大學出版部・名古屋、二〇一五年、二～四八頁)
- 二〇〇七 『唐帝國とシルクロード』(興亡の世界史)、講談社・東京
- 山下將司 二〇〇五 「隋・唐初の河西ソグド人軍團——天理圖書館藏『文館詞林』「安修仁墓碑銘」殘卷をめぐる」『東方學』一〇〇、六五～七八頁
- 二〇〇八 「唐の監牧制と中國在住ソグド人の牧馬」『東洋史研究』六六―四、五三九～五六九頁
- 二〇一二 「唐の太原擧兵と山西ソグド軍府——「唐・曹怡墓誌」を手がかりに」『東洋學報』九三―四、三一～五九頁
- 吉田豊 一九八九 「ソグド語雜錄(Ⅱ)」『オリエント』三一―二、一六五～一七六頁

〔中文〕

- 陳根遠 二〇一〇 「唐《韓秀實墓誌》及其他」『文博』二〇一〇—四、三二—三五頁
- 福島惠 二〇一六 「絲綢之路青海道上的粟特人——從看《康令惲墓誌》鄯州西平康氏一族」『絲綢之路上的粟特人』羅豐·榮新江編著、寧夏文物考古研究所，一二六—一三一頁（翻譯版·福島二〇一七、一九〇—二一九頁）
- 國家文物局（主編）二〇〇六 『中國文物地圖集』山西分冊、中國地圖出版社·北京
- 郭茂育·趙振華 二〇〇七 「唐《史孝章墓誌》研究」『中國邊疆史研究』二〇〇七—四、一一五—一二一頁
- 榮新江 一九九九 「北朝隋唐粟特人之遷徙及其聚落」『國學研究』六（再錄·『中古中國與外來文明』三聯書店·北京，二〇〇一年，三七—一〇頁）
- 二〇〇一 「北朝隋唐粟特聚落的內部形態」『中古中國與外來文明』三聯書店·北京，一一—一六八頁
- 二〇〇三 a 「北朝隋唐胡人聚落的宗教信仰與祇祠的社會功能」榮新江主編『唐代宗教信仰與社會』上海辭書出版社·上海（再錄·『中古中國與粟特文明』三聯書店·北京，二〇一四、二三五—二六五頁）
- 二〇〇三 b 「薩保與薩薄·北朝隋唐胡人聚落首領問題的爭論與辨析」葉奕良編『伊朗學在中國論文集』第三集、北京大學出版社·北京（再錄·『中古中國與粟特文明』三聯書店·北京，二〇一四、一六三—一八五頁）
- 二〇〇三 c 「安史之亂後粟特胡人的動向」『暨南史學』二、（再錄·『中古中國與粟特文明』三聯書店·北京，二〇一四、七九—一三三頁）
- 蘇航 二〇〇五 「北朝末期至隋末唐初粟特聚落鄉團武裝論述」『文史』二〇〇五—四、一七三—一八六頁
- 王睿 二〇一六 『唐代粟特人華化問題述論』社會科學文獻出版社·北京
- 吳玉貴 一九九七 「涼州粟特胡人安氏家族研究」『唐研究』三、二九五—三三八頁

the appearance of the concept of *erpin caikan* reflects aristocratic autonomy within the imperial court, we can also see more clearly that the limits of the power of emperors in the Southern Dynasties, who had difficulty giving *xiangpin* rank two to their close secretaries.

SOGDIAN WITH THE CONFERRED IMPERIAL SURNAME DURING THE LATTER HALF OF THE TANG DYNASTY : THE CASE OF THE AN 安 CLAN OF LIANGZHOU WUWEI 涼州武威 AND THEIR CONFERRED IMPERIAL SURNAME

FUKUSHIMA Megumi

Sogdian's surnames such as An 安, Kang 康, and Mi 米 are telling clues in identifying Sogdians in historical sources. In the latter half of the Tang dynasty, however, we find Sogdians with the conferred imperial surname Li 李 instead of a Sogdian surname. The loss of Sogdian's surnames can be seen as an essential turning point in the history of the Sogdians who later intermingled with other Eurasian tribes and were subsumed into them. Thus, in this paper, I focus on Sogdians with the conferred imperial surname and consider the trends concerning these names. First, in order to understand the conferred imperial surname in general during the Tang dynasty, I exhaustively tracked cases in historical sources and analyzed their patterns and meanings. In historical writings and stone inscriptions, I found the following five names : Li Baoyu 李抱玉, Li Guochen 李國臣, Li Guozhen 李國珍, Li Yuanzhong 李元忠 and Li Yuanliang 李元諒. Furthermore, among these Sogdians, I focus especially on Li Baoyu and Li Baozhen 李抱眞, who was a paternal younger cousin and the successor of the former. This concentration is based on the fact that Li Baoyu and Li Baozhen belonged to the An clan who controlled and managed the Sogdian colony in Liangzhou Wuwei 涼州武威 for generations, and would be representative of the Sogdian merchants who emigrated to China. It is also the result of the fact that Li Baozhen is the rare case of a Sogdian whose name can be found in three kinds of historical sources, that is, monuments, epitaphs, and biographies in official histories, and it is thus possible to compare the accounts in these historical materials. As a result of these considerations, although the conferred imperial surname of the clan, the transfer of their legal domicile, and the failure of succession to *Jiedushi* 節度使 were all events that symbolized the end

of the trade activity concentrated in the colony of Sogdians who had emigrated to China, the conventional custom and activity as the Sogdian did not completely die out.

THE DECLINE OF THE LUOYANG CAPITAL DURING THE FIVE DYNASTIES AND NORTHERN SONG, AS A TURNING POINT IN THE HISTORY OF CHINESE CAPITAL CITIES

KUBOTA Kazuo

The states that succeeded one another on China's Central Plain during the Five Dynasties period maintained a system of multiple capital cities. The eastern capital was Kaifeng 開封 and the western capital was Luoyang 洛陽. This system of multiple capital cities was not just a formality; the functions of the capitals were distinct. The suburban sacrifices (*jiaosi* 郊祀) and other religious rites such as those performed at the imperial ancestral temple (*taimiao* 太廟) and for the gods of soil and grain (*sheji* 社稷) were performed at Luoyang, while Kaifeng was the centre of administrative and military affairs. The relocation of a capital to Luoyang had been regarded as an ideal since the Later Han.

According to the *Shangshu* 尚書, Luoyang was a royal capital that had been founded by Dan 旦, Duke of Zhou, and it had been identified as the "centre of the land" (*tuzhong* 土中). But during the Later Zhou the facilities for performing religious rites were moved to Kaifeng, where the suburban sacrifices were then performed. Kaifeng then came to be identified as the "centre of the earth" (*dizhong* 地中) in accordance with the measuring methods described in the *Zhouli* 周禮. By using this data, it became possible to concentrate the functions of the capital in Kaifeng.

Emperor Taizu 太祖 of the Northern Song drew up plans in his later years to move the capital to Luoyang, but Zhao Kuangyi 趙匡義 (Emperor Taizong 太宗) argued against this. Whereas Taizu wanted to revive Luoyang as a capital city on the basis of pre-Tang ideals, his younger brother Zhao Kuangyi invoked the suprahistorical principle of government by virtue to oppose this. Once he ascended the throne, Zhao Kuangyi carried out construction work and repairs in Kaifeng, and the capital's prosperity was staged in a way that made visible the idea of sharing